

令和4年第4回士別市議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月13日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時02分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（15名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	湊 祐介 君	4番	中山 義隆 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	谷 守 君	12番	大西 陽 君
	13番	十河 剛志 君	14番	山居 忠彰 君
議長	15番	井上 久嗣 君		

出席説明員

市長	渡辺 英次 君	副市長	法邑 和浩 君
総務部長	大橋 雅民 君	市民自治部長	藪 中晃宏 君
健康福祉部長	東川 晃宏 君	経済部長	鴻野 弘志 君
建設水道部長	千葉 靖紀 君		

教育委員会 会長	中峰 寿彰 君	教育委員会 生涯学習部 部長	三上 正洋 君
-------------	---------	----------------------	---------

病院事 業副 管 理 者	三好 信之 君	経営管理部長	中館 佳嗣 君
--------------------------	---------	--------	---------

監査委員 浅利知充君

監査委員
局長

四ツ辻 秀和君

事務局出席者

議会事務局長 穴田 義文君

議会事務局長
議総務課長

岡崎 忠幸君

議会事務局長
議総務課主任

議総務課主任

駒井 靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（井上久嗣君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（井上久嗣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は9名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

5番 加納由美子議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） まずは、つくも水郷公園について伺います。

士別市内には合計28の公園があります。園内には池があり、遊具も充実し、ゴーカートやパークゴルフ場、キャンプ場としても人気があるのが当施設です。4年前には3億9,000万円をかけ大規模な改修事業が行われました。その後、市民はもとより各地からも利用者が集まるすばらしい公園になり、市民自慢の施設の一つです。以前は公園の中央を車道が貫き、車がいつ来るか分からず、保護者は子供たちの動きと車を気にしていました。今は車両が進入禁止となり、安心して遊ばせられる場所となっています。

池の水は一度全て抜き、流れをつくり、水の美しさを保っていると伺います。池の水は天塩川から給水していると伺います。秋頃には水が濁っているとの声が寄せられました。様々な事情があると推測されますが、どのような取決めがあり、給水しているのでしょうか。

また、コロナ禍の影響もあり、キャンプ場はコロナ前と比べ利用者が急増していると感じます。その中で幾つか気になる点があり、質問いたします。

まずは、敷地内に建っている旧サイクリングターミナルです。現在は使われておらず、窓やドアには防犯と建物維持対策のため鉄板が打ちつけられています。美しい公園の中であって、景観を損ねていると感じる人は多いはずで、さらに、サイクリングターミナルへの案内看板が今も表記されています。現在は閉館中の施設であり、看板は外すべきだと感じます。当館の閉館に至る経緯については過去に多くの議員が質問し、議場で協議されました。それでも現在の状況に至り、とても残念でなりません。当市のホームページ等を活用する、またはクラウドファンディングの方法もあります。全国に呼びかけるなどの方法は試みたのでしょうか。今後の計画をお聞かせください。

パークゴルフ場は、愛好者から評判がよくないのは御存じかと思います。近くにすばらしい

パークゴルフ場があるにもかかわらず、あえて4年前の改修工事のときに組み込まれたのは、市民の声を反映してのことでしょう。しかし、最近の使用状況はどのようなのでしょうか。個人で来て楽しむ初心者向けとなっているようです。芝の状態も悪いので別の場所で楽しんでいる愛好家が多いとすれば、今後もパークゴルフ場として継続する考えなのかを伺います。継続するのであれば、環境整備に力を入れるべきです。将来的に別の使用方法を考えるならば、ドッグランを希望する声もあり、計画的に市民の声を聴き、改善を考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

キャンプ場は、市内も含め各地でにぎわっています。それぞれが特色を出し、ニーズに応えた設備を整え、手ぶらを売りにしている場所もあります。一方、当施設は市が管理する公園敷地内であり、使用料もかからない、自然を最大限に生かした空間です。物価高が来年も続くと思われ、無料というのは大きな魅力です。お金をかけずに家族の時間を楽しみ、思い出をつくる場所として来年以降もにぎわう場所となることでしょう。

アイスクリームを以前はゴーカート売場で販売していましたが、今は扱っていません。来年も扱う予定がないのであれば、自販機の設置はいかがでしょうか。そのほか、地域性を生かしたものやキャンプ場の中長期的滞在者向けの自販機があると利用者にとってはありがたいと考えます。

以上で1つ目の質問を終えます。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 加納議員の御質問にお答えします。

初めに、つくも水郷公園の池の水の管理についてです。

池の水の濁りは、気温の上昇に伴い水温が上がる際に発生する藻が原因であるため、再整備以前から水の流れを促す循環ポンプを設置していましたが、再整備では水質改善を図るため、かんがい用水施設を利用した天塩川の水利使用許可を河川管理者である北海道開発局から取得し、5月1日から8月29日まで河川水を引き込み、池の水の循環を図っています。

次に、旧サイクリングターミナルについてです。

本施設は、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加が懸念されるとともに、収支の改善や安定的な経営に課題があることから、令和3年10月から休業するとともに、翌年3月には総合的に施設の在り方を検討した結果、用途を廃止するとの決断に至ったところです。

今後の活用については、本施設が都市公園であるつくも水郷公園内にあることから、都市公園法に基づいた活用が求められます。同法の手続により、民間事業者による整備や運営も不可能ではありませんが、運動施設や遊戯施設のほか、飲食店や売店などの便益施設など公園利用者の利便性向上につながるものでなければならぬといった利用の制限があることや、底地が財務省の所管であることなどから、民間事業者による活用が難しい状況にあります。このことから、本施設については、今後、解体撤去することを想定していますが、実施時期については財政健全化実行計画を踏まえて検討したいと考えます。

また、つくも水郷公園内にある本施設の案内看板については、現在サイクリングターミナルから別施設へ表記を変更することにより有効活用できるよう調整中です。

次に、パークゴルフ場についてです。

パークゴルフ場の最近の利用状況については、コロナ禍の影響もあり団体利用は少ないですが、公園を利用する家族やキャンパーの利用のほか、毎日のように利用されている方も見受けられますので、今後もレジャー施設としてパークゴルフ場を継続していく考えであります。

また、芝の管理については、再整備後も目土や種まき等の補植作業を行ってきましたが、昨年の雨不足の影響もあり、芝が根づいていないところが目立っていますので、引き続き補植作業を行い、環境整備に努めてまいります。

最後に、今後の利用環境の整備については、子供から大人まで楽しめる憩いの広場として充実を図るため、利用者からの意見を集めるボックス等を管理棟に設置し、市民の声を反映した公園の魅力づくりに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 4年前に改修工事が行われて、その後、時代に合わせて何年か置きに見直しをするという計画はありますか。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君） お答えいたします。

4年前に整備が終わったばかりでございますので、今、定期的に何年後何年後という計画は立てておりませんが、先ほど答弁申し上げましたように、まずは市民の意見を常に伺っていくということと、それから、公園の長寿命化という部分の計画もございますので、その辺を織り込んだ上で将来的な計画を先に考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 加納議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） では、2つ目の質問をさせていただきます。

全ての人が利用しやすい庁舎と、士別らしさを感じられ、親しまれる庁舎について伺います。

令和2年5月に開庁した新庁舎は、市民アンケートや来庁者アンケート、市民検討委員会など、多くの市民意見を反映し、5つの基本方針の下、整備が進められました。基本方針の1つには、士別らしさを感じられ、親しまれる庁舎があり、11月8日にはコロナ禍によって延期されていた松井エイコ氏による壁画も完成し、お披露目がされたところです。

平成28年の本庁舎整備基本計画書では、基本方針の士別らしさを感じられ、親しまれる庁舎とは、地域の活力向上やコミュニティー活動のさらなる活性化を図るため、庁舎が市民と行政の協働による活動を支える拠点となり、市民が気軽に足を運び、様々な情報交換や交流が可能となるよう、明るく市民に親しまれる庁舎としています。しかし、市役所は、仕事等でいつも

来る人は限られており、多くの市民は手続をする場所と感じています。そのため、引っ越し、各種手続や相談事がある場合に来庁します。行き慣れない場所は入りづらいと感じるのは普通感覚です。でも、受付担当の方はいつも親切で市民から好評です。新庁舎の開庁時はコロナ禍の最中にあり、大きなセレモニーやイベントの開催も難しかったことと思いますが、今後コロナと共存した社会生活を送る中では、少しずつ基本方針に向かった取組が必要だと考えます。

そこで提案です。入り口の外に、雪のない間だけでよいので、ベンチか椅子を置くのはいかがでしょうか。待ち合わせの場合、建物内に1人で入りづらい人もいます。用意した書類が入っているかを確認するために、椅子があればそこで確認し、安心して庁舎に入れます。入り口通路にある消毒液を1つ増やして受付の人が座っている近くに置くと、手を消毒しながら受付の人と挨拶するだけでも気持ちが落ち着くと考えます。

トイレの位置が建物に入って両サイドにあるので分かりづらいのは問題です。公共施設ということ考えた場合、通りすがりの人がトイレに立ち寄れる雰囲気があれば、さらによいと思います。消毒液の場所の近くには、トイレは1階入り口両側にあるので御自由に御利用くださいなどとあれば親切に感じるものです。新庁舎と旧庁舎は現在も使用されており、来庁者はどちらの建物に用事があるのか分からず、取りあえず新庁舎に来られる方もいます。雨天時や体調により、移動も人によっては負担に感じる場合があります。新庁舎の入り口または旧庁舎の入り口に分かる案内を設置するのはいかがですか。

1階の市民スペースの活用は、事務的なイベントとして使われていますが、使用していないときもあります。市内でそれぞれ活動している組織や就労継続支援事業所があります。常駐ではなくても、時々お店を開く、または展示会場という発想もあるはずですが。特に就労継続支援事業所では、物販を通じて障害者の方々への支援につながるものと思いますが、いかがでしょうか。また、博物館で展示されているものの一部や、夏の間に行った、土別の自然や歴史を学ぶ講座の活動報告などの展示をすることで興味が湧き、もっと見たいと思い、博物館に足を運ぶ人が増えることも考えられますが、そういった取組はいかがでしょうか。

次に、庁舎整備基本方針の1つ、全ての人が利用しやすい庁舎についてです。

総合案内の設置やワンフロアサービスによって、手続に来られた方にとってとても分かりやすくなり、私も、7番オレンジの福祉まると相談窓口は、子育てや福祉の相談は全てこの窓口で対応してくれるため、利用者目線に立った、とてもすばらしいものだと日々感じています。

例えば死亡時の手続は、それぞれの窓口で多くの手続が必要になると思います。お悔やみチェックリストにより必要な手続や持ち物等を確認していただき、必要なものを全部そろえて来られる方もいらっしゃるし、葬儀会社から、見やすい、分かりやすいなどの声もあります。御遺族が手続に来た際は、職員と再度チェックリストで確認しながら、手続が必要な窓口へ御案内しているとのことでありました。

死亡時の手続は、引っ越しや結婚といったライフイベントとは異なり、そのほとんどが前触れなく訪れ、その手続の対象者が不在で、御遺族が慣れない手続を悲しみのうちに行わなけれ

ばならず、市役所だけでなく、金融機関等、多くの窓口での手続が必要です。また、御遺族からすれば、限られた期間内に手続を終えることが最優先とされ、市役所窓口に対する不満や負担に対し、思考を巡らせる余裕やフィードバックする余力はないものと考えます。しかしながら、市役所内で多くの手続を行い、同じ書類を何度も書かなければならない状況があるとすれば、御遺族の心労を察した利用者目線で改善余地のある課題だと感じます。

今年度から、様々な視点から業務改革と併せて行政サービスの向上について検証が行われているものと承知しています。改めて市として残された御遺族に少しでも寄り添い、お悔やみ手続に限ってはワンストップで窓口サービスが提供できないものか見解を求め、この質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、庁舎に入りやすい雰囲気づくりと1階テラスの活用についてです。

新庁舎については、加納議員お話しのとおり、士別市本庁舎整備基本計画において5つの基本方針を設定し、その方針の1つとして、士別らしさを感じられ、親しまれる庁舎を掲げて整備を進めてきました。

令和2年5月の開庁時からコロナ禍が続いている中においては、消毒液やアクリルパーティションなどを設置し、来庁者や職員の感染防止に配慮しながら、明るく市民に親しまれる庁舎を目指しています。また、開庁後には総合案内や案内サインなどへの来庁者アンケートを実施するなど、より利用しやすい庁舎整備に努めてきたところです。

そこで、議員御提言の屋外へのベンチの設置や消毒液の増設、トイレや本庁舎と第2庁舎の案内など、さらなる利便性の向上につながる手法については、定期的に施設利用の検証を行いながら実施を検討していきたいと考えています。

次に、市民テラスの利用についてです。

これまで、市民テラスの利用については、行政の事務的利用が中心で、市民団体の利用は限定的となっています。具体的には、利用内容としてはプレミアム商品券の販売や市営住宅の収入申告、確定申告、選挙の期日前投票所などのほか、男女共同参画のパネル展、博物館の出張作品展示などで活用してきました。また、市民と職員の打合せや来庁者の休憩などにも利用されています。今後の市民テラスの一般利用については、御提言の就労継続支援事業所の物販も含め、様々な団体の利用を想定し、事業目的の公共性や公益性などを考慮しながら有効活用に向けて協議を進めてまいります。

次に、御遺族に寄り添った窓口サービスについてです。

新庁舎では、全ての人が利用しやすい庁舎を目指し、1階フロアに各種窓口サービスの集約化を図ることで、ほとんどの手続がワンフロアで完結できる体制になりました。お悔やみ手続においては、お話にありましたとおり、死亡に関する必要な手続や持ち物をまとめたお悔やみ手続チェックリストを活用し、御遺族の方にとって分かりやすく、負担軽減が図れるよう取り

組んでいるところです。

お悔やみ手続におけるワンストップ窓口については、昨年の第4回定例会において十河議員の一般質問で御提言いただき、システムの都合もあり、ワンストップで全ての手続を完結することは難しいとお答えしたところですが、この間、御遺族の視点に立ち、少しでも負担の軽減が図れる仕組みづくりについて、関係する担当課8課により、現状における課題の洗い出しやワンストップでできる方法を検証してきました。その中で、ワンフロアではあるものの、窓口を何か所も移動している場合や、それぞれの窓口で同様な事柄について確認をしたり記入する場合などの課題を共有してきました。協議を重ねた結果、事前に来庁者を把握し、必要な書類の準備や情報収集等を行うことができる予約制を導入することで、現状のシステム改修をせずに対応が可能との判断から、年明け1月中での実施に向け準備を進めているところです。

予約の方法については、デジタル化の視点から、お悔やみ手続チェックリストに二次元コードを表示し、原則としてスマートフォンによる予約申請を考えています。予約した方については、総合案内まで来庁いただき、案内した窓口で御遺族の方は移動することなく、関係する職員が入れ替わり対応することでワンストップ化を実現できるほか、御遺族のサービス面と職員の事務の効率化の両面で改善ができるものと考えています。

現時点では、予約がない場合については、システムの問題から従来どおり窓口を移動いただくこととなりますが、なるべく負担を軽減する視点での対応に努めてまいります。議員お話しのように、死亡の手続はほとんどが前触れなく訪れ、慣れない多くの手続を悲しみの中で行う必要があることから、今後においても検証を行いながら、引き続き御遺族の目線に立った分かりやすく利用しやすい窓口サービスに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） どの質問に対しても、御丁寧と思ったような回答がいただけて大変うれしく思います。

1つ確認なんですけれども、市民スペースの活用のことなんですけれども、就労継続支援事業者の方々と協議をしていくという御答弁だったように伺いましたけれども、今後、具体的に話が進んでいくだろうなと私は思って受け取ったのですけれども、そのことと、あともう一つは、最後、ワンストップサービスについては今後ということなので、とても期待を持って受け止めました。その中で、やはり士別市内にいらっしゃらない方が来て、限られた時間ですということ、周知に関してはできるだけ広く行っていただけたらなと思います。これはお願いです。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 加納議員の再質問にお答えいたします。

市民テラスの利用についてです。

先ほど、就労継続支援事業所の物販も含めて公共性、公平性等々を鑑みながら活用について決めていくといったようなお話をさせていただきました。就労事業所と直接お話をするわけではなくて、私どものほうである程度一定の規定をつくる中で、対象になるものか、対象にならないものか、そういったところを判断していきたいと思っています。なるべく早い段階で規定を作成して、周知等を行っていききたいと思っています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 藪中市民自治部長。

○市民自治部長（藪中晃宏君） 再質問にお答えいたします。

御遺族の方々、非常に時間がないですとか、初めてのことで非常に御苦労されるということもありまして、これまでもチェックリストを葬儀業者の方にお問い合わせいただきまして、簡単な説明も含めてお願いをしておりました。そのチェックリストの中に、先ほど答弁申し上げましたQRコードも印字いたしますし、今後、印字されているといったことも含めて、再度葬儀業者の方に御説明をいただきまして、遺族の方々に伝わるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 7番 西川 剛議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 通告により、一問一答方式で一般質問を行います。

1つ目は、士別市財政健全化実行計画の進捗についてお聞きします。

少し、計画策定時の議論経過、こちらを振り返りたいと思います。今から2年前の令和2年10月6日、市議会予算決算常任委員会において、平成29年度から引き続き単年度収支赤字の状況、財政調整基金の取崩しにより実質収支黒字とはなっているが、この状況が続けば令和4年度には財政調整基金が枯渇し赤字決算となり、さらに、赤字比率は6年度に早期健全化団体基準を超え、翌7年度には再生団体基準である20%超えまで上昇することが現実的に見込まれる、こういった危機的状況とも言うべく本市の財政状況に対し、組織の機構改革や事務事業の再編など、あらゆる歳出の見直しから抜本的な体質改善を断行することで将来に向かって持続可能な財政運営基盤を確立する、このことを目標とした士別市財政健全化実行計画案を市は説明をいたしました。

計画では、令和3年度から7年度までの5か年で一般財源ベースで31億7,300万円の収支不足額が生じる、また、3年度から11年度までの9年間では49億6,800万円の収支不足が生じるとの財政推計が示されるとともに、3年度から7年度までの31億7,300万円の収支不足に対し、歳出削減、歳入確保など、10項目の具体的方策によって27億5,800万円の効果額を生み出すとの計画内容が示されました。

この2年前の10月の説明、こちらにさらに遡り、市が財政健全化実行計画を策定する考えが初めて示されたのは令和2年第1回定例会、議員の大綱質疑への答弁という形で、3年度から5か年の財政健全化実行計画を2年度早々に策定する。とりわけ、計画によって実施する内容の1点目とされたのは、平成30年度から実施している職員適正化計画のさらなる見直し、なお

かつ、そこからのさらなる人件費の抑制、まずはこれについて計画を立てて取り組んでいくことでした。さらに、別の議員の質問答弁には、経常経費の縮減のためには全ての職員の人件費に縮減策を実施しない限り解決策はないのだとの見解も示され、私自身は、この令和2年第1回定例会における議場でのやり取りから、職員数のさらなる減、職員給与の削減ありきの厳しい計画内容になるのだと受け止めておりました。

ただ、御承知のとおり、令和2年1月には新型コロナウイルス感染症が国内において初確認された状況もあり、その後、全国一斉学校休業をはじめとする未知なる感染症に対する様々な施策、地方創生臨時交付金を財源とした感染対策に係る補正予算対応などが優先をされてきました。結果、財政健全化実行計画案が市から示されたのは、先ほど触れました10月という状況でございました。

これ以降、職員団体との交渉、議会では10月23日に2度目の予算決算常任委員会での調査を実施、市は12月8日に職員団体との交渉を妥結。交渉経過を踏まえ、27億5,800万円の効果額を27億7,500万円とするなど計画の修正を行い、11日には修正案を議会に提示、12月21日には市ホームページにおいて、財政の危機に直面している中において、市民の皆様にご協力をいただきながらこの計画を進めなければなりません、本市が明るい将来に向かって発展し続けていけるよう、財政の健全化を成し遂げてまいりますなど、市民へのメッセージとともに計画を公表しております。

安定した財政基盤の確立、これは行政サービスの基本中の基本であることは論をまちません。本市においても、平成17年の合併を受け、翌18年度から22年度の士別市行財政改革大綱実施計画、財政健全化計画並びに定員適正化計画、23年度から26年度においては、士別市財政運営方針、27年度から29年度、中期財政フレーム、そして30年度から令和7年度においては、新たなまちづくり総合計画の着実な実施の前提となっている士別市行財政運営戦略と、これまでもその時々において、財政確立の取組方針により、言わば切れ目なく歳入歳出削減改革が行われてきました。

平成30年度からの行財政運営戦略では、適正な定員管理で8年間での職員数減、事業アセスメントサイクルによる物件費、補助費の毎年2%削減、補助金ガイドライン策定による補助基準の見直し、公共施設マネジメント基本計画による公共施設の縮減などに取り組まれ、また、この戦略以外にも個別計画を策定するなどの各種見直しによって、平成28年度、令和2年度、使用料、手数料見直し、平成30年度、令和4年度、水道料金改定、令和元年度、家庭ごみ有料化と、広範に市民負担をお願いしているものも多くあります。

だからこそ、これら様々な取組を行ってもなお財政危機を招いてしまった。市はこの反省の上に立って士別市財政健全化実行計画を策定しました。計画における財政収支見込みは決算ベースかつ性質別で計画されており、その計画進捗は当該年度の決算後でなければ評価できないといった、これまでとは一線を画した計画のつくりとなっており、私自身も計画の策定に関して多くの質疑を行い、その答弁からも、よっぽどのがない限りこの計画の見直しはできな

いのだ、逆に言えば、いわゆる固い計画だと理解しましたし、だからこそ市はこの計画をしつかりとやり切る、当時の市の決意を感じていたところです。

このような経過で策定をされました土別市財政健全化実行計画、1つ目の目標は、令和4年度の公債費ピークによる厳しい状況に対し、財政調整基金を枯渇させず、赤字決算とならないようにすること。この点については、昨年度の3年度末、本年5月31日現在の財政調整基金残高は11億6,073万7,000円、3年度黒字分の半分、3億5,000万円を編入し、15億1,073万7,000円となっており、このうち今年度決算見込みについての質問も予定をされているようでありますけれども、そこで4年度の詳しい数字などは答弁されると思いますが、いずれにせよ厳しい決算見込みとは聞こえておらず、まずは計画目標の1つ目である4年度決算を想定外、予想外とも言える財政調整基金残高をもって実質赤字は回避できるということだと思います。

一方で、この計画のもう一つの目標である、単年度収支黒字化についてはいかがでしょうか。抜本的な体質改善によって黒字化体質を実現、ただし公債費が高い水準である令和9年度までは単年度収支黒字は達成できないが、10年度からは黒字化を実現する。計画ではそのようになってございます。この目標は現時点で下降修正してしまったのでしょうか。

10月18日、市は土別市財政健全化実行計画財政推計と具体的方策一部見直しを明らかにしました。この資料に関してお聞きをいたします。

まずは、財政推計ですが、令和4年度から11年度までの再推計、結果のみが記されております。計画の当初の推計では、当時決算見込みであった2年度、計画初年度の3年度、この2か年を含む推計が行われていますが、今回示された資料では、2年分の実績額は掲載されておらず、結果、2年度、3年度の実績がどう評価されているのかが分かりません。2年度、3年度決算資料、決算委員会に審議に付された資料では既に実績額と計画比較の資料は公表をされております。どうして並べないのでしょうか。

それに加えて、令和3年度決算の黒字を確保したこと、財政調整基金が15億円となったことを計画の乖離、具体的方策の見直し理由とされており、5年度からの定員適正化の計画期間延長、職員給与の独自削減の前倒し終了、4年度の退職手当債の借入れ停止を行うとされており、4年度から11年度までの財政推計、再推計についても、今申し上げた具体的方策見直し後の推計が記されております。

本来であれば、計画1年目の令和3年度の決算を踏まえ、まずは計画期間、計画どおり実施すれば当初見込みを上回る結果が得られる、これを再推計によって明らかにした上で、具体的方策一部見直しができるか検討するというのがあるべき順番ではないかと思いますが、10月の資料では、ある意味、見直しありきという内容になっています。

加えて、計画時点、当初推計では、先ほども触れたとおり、公債費が高い水準で推移する令和9年度までは単年度収支黒字とはならず、10年度に黒字化となる計画でございました。この点、過去の議会においても、7年度までの計画期間と10年度の黒字化、目標達成時期について指摘があり、答弁でも、推計ではこのような状況だが、早期に収支改善を図ることができるよ

う実行計画を遂行すると答弁されています。

一方で、今回の見直し後の再推計を見ると、令和10年度は単年度収支赤字となっています。翌年度、11年度が黒字となっています。具体的方策の見直しによって黒字化目標達成、そのゴールが1年遅れるのはこれまでの約束違反ではないでしょうか。まず、このことに対する見解を伺います。

さらに、再推計資料について、先ほども申し上げたとおり、令和2年度、3年度実績を加え、かつ当初推計、再推計の収支比較についても収支合計比較のみならず市税や人件費、物件費など歳入歳出の内訳が比較できる、全てが網羅された資料の公表を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、この点に関連して、再推計の見直し方法について伺います。

ただいま求めた資料、私なりに財政健全化実行計画案の議論段階から、平成18年度以降の決算資料や別途具体的方策の効果額が当時の歳入歳出推計に人件費や物件費に幾らほど影響するのかを教えていただき、平成18年度から令和11年度までの計画書ベースでの資料を作成しました。令和2年度、3年度の実績額、これをこの作成した資料に当てはめると、この2年間、やはりコロナによる影響は本当に大きいと思うんですが、一方で、この資料を眺めてみて思う疑問点が生じたので、この際お伺いいたします。

まず、10月18日に発出をされました再推計の見直し方法について、その市税についてでございます。

令和2年度、3年度決算を踏まえ、4年度以降推計をするとされております。このことにより、再推計結果は4年度22億3,900万円、以降減少傾向でありまして、11年度21億2,600万円と試算をされています。一方で、2年前の当初推計では、3年度20億2,600万円、4年度20億1,200万円、7年度には20億円を下回り、11年度は19億6,500万円とされています。このことにより、当初推計と再推計の差は、3年度から7年度までの5か年では9億1,200万円のプラス、年平均で1億8,000万円のプラス、さらに3年度から11年度までの間では15億6,600万円のプラス、年平均で1億7,000万円のプラス推計となっています。2年前の当初推計、何がそんなに変わったのでしょうか。

ここ2年間のコロナの影響、令和3年度決算資料における財政健全化実行計画の検証では、当初計画比1億5,000万円プラス、このうち市民税が1億3,300万円プラスであったとあります。この傾向は今後も続くのでしょうか。2年前の当初推計の見積りよりも毎年1億円以上一般財源が増えるということについて、財政効果としてはありがたいと思うところではありますが、この点、2年前の推計から大きく乖離をしておりますので、市税見込みが大きく上方修正された理由をお知らせください。

次に、歳出についてであります。人件費について伺います。

具体的方策の見直しで、独自削減を1年間前倒しで終了する。この件について、本定例会の初日、条例改正で既に可決をされています。人件費削減効果に影響する具体的方策の見直しと

して、職員数30人削減のペースを5年間から15年間ペースに変更されているという件について、この変更が反映された再推計と当初推計効果額反映後の人件費を比較すると、令和3年度から7年度までの5か年間で3億8,600万円となります。計画における効果額が11億5,900万円とされていますので、効果額は大幅な減少となっています。

定員適正化、職員数の減は言うまでもなく、財政に対しては長期的な効果、累計効果です。5年間で30人の減、その期間を15年間に延長する財政影響は、計画期間の5年間影響のみならず、計画期間以降、推計を出していただいている令和8年度から11年度までの4年間の効果額についても9億2,400万円が1億400万円と大幅に減少しています。職員の定年延長により定員適正化がなかなか進められない事情はあると思いますが、先ほど述べた3年度から推計を提出いただいている11年度までの人件費削減効果額は、独自削減分も含めれば、9年間で効果額20億8,300万円とされていたものが、この再推計後の差引きでは4億9,000万円となっています。この状況は、見直しし直すのではなく、それによって財政削減効果にどう影響するのか、また、これらの額を当初見積もっていた効果額、この大幅な減少分はどうするんだという説明がまずは必要だと思います。人件費削減効果額の当初推計と見直し後再推計の大幅な乖離、私はこの乖離があると思っていますけれども、このことについての見解と、人件費削減効果の減少した分はどこで受け持つことになっているのですか、併せてお知らせください。

財政健全化実行計画3年目となる令和5年度予算編成方針に基づく予算編成作業がスタートしているとお聞きをしています。11月1日、市長が職員に対して示した予算編成方針における本市財政状況については、財政構造の改善は道半ばであり、決して改革の手綱を緩められる状況にはないとあります。財政危機に対ししっかりと取り組むとされた決意だと思いますが、一方では、今質問で触れています具体的方策の一部見直しは実行する、財政健全化達成に向けた市の本気度は疑わしいと言わざるを得ません。

計画策定に関する議論経過については、冒頭振り返らせていただいたとおり、この計画の達成は市民の協力をいただきながら財政の健全化を成し遂げる、この市の決意をもっての計画だと私は認識しております。その決意、この間、議場での議論としては述べられてきておりますが、コロナ禍もあって、市が行う市民への説明機会は率直に言ってありませんでした。

当時、令和2年度に実施した市議会の意見交換会では、この点について市民意見として、補助金削減など様々な歳出削減を実施しなければならなくなった理由や、財政健全化実行計画はいつまでやるのか、達成できるのかといった御意見、御質問を頂戴しました。また、意見交換会以外の場面でも、何で急に財政危機になったんだ、議員はきちんとチェックしていたのか、補助金削減などさらなる市民負担を求める内容なのに、なぜ市は説明会を実施しないのだと、こういった意見も聞かれたところでもあります。

この点については、計画進捗の公表や市民理解を得る取組、私も議会質疑で求めてまいりましたし、この計画案に対しても、当初案にはなかった計画推進体制、こちらについても進捗管理の体制の位置づけも求め、計画に盛り込まれています。

計画達成の本気度が疑わしいと思う理由として、これら計画の進捗状況、計画実施による財政の影響については市民の御協力を得て実施しているわけでありますから、求められるまでもなく公表するのが重要だと思います。

この間、議会質疑などで求められれば議会に対する資料として作成、公表、行政改革懇談会での説明や議論についても計画に位置づけられているので実施はしておりますが、その内容は新聞報道で知るだけとなっており、議事録などの情報公開もされておられません。これらの情報発信は、市側から積極的に行う思いはあるのでしょうか。計画の進捗も計画の見直しも行財政改革懇談会の議論経過も、例えば市のホームページで見られる状況になっているのでしょうか。まずは情報発信、しっかりしていただきたいと思います。

2年前の財政健全化実行計画の策定、実施に当たり、市民の皆さんの受け止めは、よく分からないけれども、土別市は職員の人件費を削減しなくてはならない厳しい財政状況なのだ、だから水道料金の値上げもごみの有料化も公共施設の利用時間短縮もしょうがない、それから1年9か月です。決算状況が好転し、人件費に係る見直しを行うけれども、財政健全化の達成に向けたその他改革の手綱を緩める状況にはない、引き続き市民の協力を得て財政改革を実現する、私には、現状市の対応がそのように見えているのですが、今後、市民の理解は得られますか。

先ほど指摘したとおり、計画策定時点にも絶対的に不足していた市からの説明、また現状の発信力の弱さ、見直しに当たってはより一層、そして積極的に伝えなくてはならない状況だと思いますが、この点、市長はどうお考えでしょうか。市長の思いをお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 西川議員の質問にお答えします。

初めに、単年度収支黒字化の時期についてです。

当初計画策定時の議論においても、計画最終年度の令和7年度までに単年度収支黒字化を図る計画とすべきとの御意見もいただいたところですが、9年度まで公債費が高い水準で推移することから、計画期間内での達成は困難であり、当初の推計では黒字化は10年度になるものと見込んでおりました。

単年度収支の黒字化に向けた考え方は、当初計画策定時と何ら変わらず、早期の実現を目指すものですが、再推計においては具体的方策の一部の見直しのみならず、3年度に実施した総合計画のローリングを反映させ、市内経済の活性化を図るため、投資的経費の事業量を確保した推計となっています。これについては、投資的事業の確保と財政健全化という相反するもののバランスを考慮する中で、妥当な範囲で収支が推移するものと考えており、見直し後の具体的方策を着実に実施することで早期の健全化達成が見込めるものと判断をしているところです。

次に、資料の公表についてです。

今回お示しした資料は、4年度以降の推計と具体的方策の一部の見直しに伴うものであり、

効果額を含めた一般財源ベースの再推計値として特に資料に過不足はないものと考えておりますが、既に決算資料として公表済みの2年度、3年度の実績を含めて比較可能な資料をお示しするものとし、市民向けにつきましては改めて分かりやすく再編集するなど、周知の方法について検討してまいります。

次に、市税についてです。

市税の税収構造は基幹産業である農業の作況、そして個人事業主の所得状況に加え、製造業などの企業業績に影響を与える円安などの国際情勢に大きく左右されます。2年度の当初推計に当たっては、同年4月の緊急事態宣言により、社会経済や消費活動の停滞から、これまでの暮らしが一変し、ひいては世界経済への感染症の影響が見通せない中、市税に与える影響は甚大なものになると考えられていました。

しかしながら、その影響の規模や期間については予測が困難であったため、将来推計に当たっては近年で税収への影響が一番大きかった平成20年のリーマンショックを一定の指標としました。その当時は、法人市民税に対する影響が最も大きく、リーマンショック前に約3億円あった税収が1億2,000万円まで減少し、その回復には5年を要したほか、これら企業業績が個人所得にも波及し、個人市民税は向こう3年間の減収につながりました。これらを踏まえ、法人市民税で令和3年度から7年度の5年間は約5割の減収、個人市民税は3年間、約8%の減収、固定資産税においても企業の設備投資の抑制を見込み、算出をしたところです。

このたびの再推計に当たり、3年度の税収については、事業者に対する国の財政支援やコロナ禍における新たな需要への対応、各種支援金による個人消費の下支えなどにより、見込みを大きく上回り、結果としてその影響が限定的であったことから、当初リーマン級と見込んでいた影響を見直し、4年度の状況を踏まえる中で算出をしたところです。これにより、7年度までは個人及び法人を合わせた市民税の見込みでは、当初推計と比較し、各年度で9,500万円から1億7,600万円の増額を見込んだものです。このほか、固定資産税においても企業の設備投資抑制による減収想定の見直しなどにより増額に転じ、各年度1億円以上の増額につながったものです。

次に、人件費についてです。

具体的方策の一部を見直し、独自削減の早期終了と定員削減の平準化を実施することにより、当初見込んでいた効果額が減少することとなりますが、この影響は5年度以降の推計値に反映されています。人件費の独自削減については、当初3年度からの3年間予定していたものを1年前倒しして2年間で早期に終了することから、当初推計で5年度に見込んでいた効果額1億8,600万円が削減されることとなります。

定員適正化については、当初5年間で30人削減する計画としていたものを、目標の人数は変更せずに期間を15年に平準化することから、この効果額が薄まり、5年度から11年度までの7年間で当初13億9,500万円の効果と見込んでいたものが11億2,800万円に減少し、差引き2億6,700万円の減となり、独自削減と併せて人件費の効果額が4億5,300万円減少するものとしま

した。これに対する財源としては、3年度決算の上振れ分や市税交付税の再推計で生じた増額分において十分対応可能な範囲であるものと判断をしているところです。

次に、財政健全化に向けた本市の本気度についてです。

水道料金改定やごみの有料化などの議論や、今回の具体的方策の一部見直しについて、これらはそれぞれに改定や見直しの背景、理論に違いがあり、その都度、適切に行政としての説明責任を果たしてきていると考えています。

人件費独自削減の早期解消と定員削減の平準化については、3年度決算を踏まえ、計画の評価、検証を行い、一定の見通しが立つものと判断したことから、議会の代表者会議や職員団体との協議の場でも、同じ資料を基に財政健全化実行計画における再推計と具体的方策の一部見直しについて説明するとともに、記者会見を開催の上、市民周知を図ってまいりました。さらに、先般開催した行財政改革懇談会においても同様の説明をしてきたところであり、その都度、地元新聞にも掲載していただいたところです。

これまでの議会における議論の中でも、職員の採用抑制と人件費の独自削減について改めるべきとの御提言もいただいておりますし、行財政改革懇談会においても、モチベーションの低下や人員不足などから思わぬミスや事故につながることを心配する御意見もいただいております。15億円以上の財調を確保する中であって、疲弊する市内経済に与える影響などの面からも見直しは必然であると考えています。

この間、独自削減、人員不足の中、通常業務に加えコロナ対策等でこの2年間必死に行政サービスを提供し続け、一日も早い健全化に向けて努力してきた職員に対し、通常の給料に戻すことについては一定の市民理解が得られるものと考えています。

職員人件費に関わるもの以外の具体的方策については、当初計画段階から市民生活に影響の少ない事業の停止や縮小、長い間据え置かれ続けた補助金等の縮減、利用率の低い時間帯などの施設管理の見直しなど、現状に見合った適正化を図るものがほとんどであり、この計画によって直接的な影響を受ける市民を限りなく少なくなるよう配慮した上で健全化の実現を目指すものです。この改革をしっかりとやり切ることにより、持続可能な財政運営を実現しなければなりませんし、本気度が変わることもありません。

次に、情報発信についてです。

財政に関連する情報は分かりづらい内容が多く含まれ、説明なしに資料を公表するだけでは真意が伝わりにくく、誤解を招くおそれもあり、対応に苦慮するところもありますが、地元新聞社の御協力もいただきながら記者会見を開催するなど、市民に情報が伝わるよう努めてきたところです。情報発信の重要性は十分認識しており、御指摘の財政健全化実行計画に関連する情報についても、市ホームページや、わかりやすい予算書への掲載等も含めて検討し、周知に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 再質問します。

市の情報発信について、地元報道の皆さん、紙面を使って報道いただいているのは事実でありますけれども、市が正しい情報を伝えるのが苦慮してるので報道の皆さんに御協力いただいとるというのは、あまりにもプレッシャーがあり過ぎますので、ぜひ市独自のしっかりとした情報発信をまずはお願いしたいと思っています。

人件費効果額あるいは市税の見込みについて、数字についていただいたところです。再質問で触れると、なかなか質疑を聞いてる方も難しいかと思えますけれども、リーマン級の削減を見込んでいたコロナ禍、市税の影響は、当時リーマン級でいけば10%削減、同等の削減もあるだろうということで、それがそのようにならなかったということでもありますけれども、コロナ禍にあつては、現状国のほうが財務省を中心に、平時に向かって行けということも言っていますし、あるいは本市の状況でいけば、先ほど答弁の中で触れていただいております農業経営者の部分、本市の基幹産業でありますから、これは課税客体ということではなくて、実際にその営農が今後本市において続けてできるのか、酪農を中心とした課題、資材費の高騰の中で、現在の経営体質あるいは納税額がしっかり確保できるのか、また、足元でいけば介護事業所、人の確保しない中で一部休所をしている事業所も発生しています。

そもそも、本市においては人口減、この傾向については様々な取組によってなかなか改善することがなく、そもそもの納税していただく市民の数が減っていくのだという、そういった部分が根底にはあるのかと思いますので、そういった部分では短期的には見直せるのだということでもありますけれども、やはり私どもとしては、令和2年度の財政危機、市がこういう状況を生じさせてしまった、一方で、議員の私たちもその状況をチェック機能として果たすことができなく、見過ごしてきたという思いもあつて、この点、愁思をしておりますので、ぜひ先ほど答弁の中でありました市民に向けた丁寧な説明の中で、そういった資料が出ることを強く望みたいと思います。

やはり市長の中では本気度は減っていないということでもありますけれども、令和5年度予算編成方針、改革の手綱を緩めるなという、やはりこの言葉に非常に違和感を感じます。この計画の達成は、先ほど質問でも触れてるとおり、当然職員の人件費の削減もあります。この協力なしにはなし得ないということは重々承知です。早く戻してあげたいというのは分かります。けれども、先ほど言った財政状況の改善に向けては、長期的には構造改善、構造改革をするのだ。今、市長は答弁の中で市民の皆さんの影響の少ないところを削減してるとおっしゃっていますけれども、物件費の上昇や、あるいは委託費の上昇など、先ほどの推計の中でどう見ているのか、やはりその分を予算措置しなければ市民の暮らしにどんどん影響が出るんじゃないかという懸念をしております。

そういった意味では、やはりこれは繰り返しになっちゃいますけれども、初日の質問で実は答弁いただいていない部分、これについてここで触れたいんですが、職員人件費の独自削減の前倒し、令和5年度について9,000万円の効果額を減少するということを答弁いただきました。

私は、さきの決算委員会の中で、来年4月は水道料金の値上げによって実質負担の額7,200万円と指摘をしました。職員の皆さんの懐に入ることが9,000万円、一方で市民の皆さんから御負担が7,000万円、地域にとってどういう影響があるのか、その部分についても現状、検討、検証、分析、調査されていると思いますので、これについてもしっかりと、この効果、どう変えたらどう地域にというのを、本当に早く市民の目に見えるような結果を、分析の部分含めて期待したい、お願いしたいというところなんですけれども、この点についての現状の見解や、また、地域においてどのような影響になるのだということについての資料の公表、これについての見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 私からまず、市民に対する周知についての部分、説明いたします。

ただいま私の答弁の中で対応に苦慮するところもあるというのは、やり方が分からないから苦慮するというのではなくて、答弁にありましたが、専門用語を使ってもなかなか伝わりづらいただろうと、そういったことがあります。西川議員から、これまで質問の内容にもあったとおり、各種の資料請求がありましたが、例えば同じようなものを市民の方に見せたときに伝わるのかというと、それはまた別な問題だと思っています。そういう部分で苦慮しているということを行ったことでありまして、苦慮しているから新聞報道に頼っているという趣旨ではまず全くございません。今後につきましても、本当に市民の方も大変心配していただいていますので、その辺は分かりやすく伝わるように、誤解を招かないように周知をするように図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） ここで暫時休憩いたします。

(午前11時20分休憩)

(午前11時22分再開)

○議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤寛之君） 西川議員の再質問についてお答えさせていただきます。

後段のほうで、水道料金の改定によって市民負担が増えると、その分人件費のほうは通常どおりに戻って、職員の方に回るようなことがあるわけではなくて、これはそれぞれ別々な考え方であるということで、先ほど市長からの答弁で申し上げておりますとおり、水道の料金改定については、これは値上げせずに済むのであれば誰もそうしたいわけではないですけれども、将来的なことを見据えて、どこが適正かという部分で審議会の答申もいただきながら、この間、長い間議論を重ねて、こうだろうというところで議決をいただいているものでありますし、今回人件費の独自削減、これを早期解消ということは、御意見はあろうかと思っておりますけれども、

財調が15億円以上確保されてる中であって、これをずっと続けていくということは困難であろうという判断をしております。

したがいまして、これは水道料金と議論を一緒にして、この分がこちらに行くということじゃなくて、適正な水準がどこかということ、これは我々も判断をする中で今回見直しの説明をさせていただいたといったことでございます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 私の質問をまとめていただいてありがとうございます。

再々質問いたします。

今、職員の人件費と水道料金の値上げについては同じものではないということで、私も同じものだとすることで指摘したいわけじゃなくて、市の財政の取組が市民からどう見えるのかということについて、極めて端的な例をつなげて見ていただきました。4月からは職員の給与独自削減が終わります、一方で水道料金の実質負担額が上がりますということは、これは事実としてあるわけですので、そのことについて負担、その計画の、ここで住んでいる市民がそれをどう見えるのかということで、今後、計画をさらに進めようと思ったときに、市民の理解を得るためにはなお一層の情報発信やはり必要ですよということで問うたところでございますので、今の答弁で結構です。

ぜひ、本気度はあるのだということを書いていращやるんですけども、本当に資料の公表を、全体の、出して受け止める方が理解度、そこはもう結構です、要らないです。見て分かる人はしっかり見て考えますので、ありのままの数字、市はこのように将来を予測している、だから大丈夫なのだということをしっかり根拠を持った資料として、改めて早急に求めたいと思いますけれども、この点について、公表のスケジュールなどについてお伺いできればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（井上久嗣君） 佐藤課長。

○財政課長（佐藤寛之君） お答えさせていただきます。

西川議員からお求めのこの資料については、市民が必要とする資料でありますので、早急に準備をしまして、推計自体はこの間何パターンも推計をしております、いろんな前提条件を踏まえてやっております。最終的な結果の前の段階、この部分ということでございますけれども、ちょっと誤解を招くおそれもある資料と考えてはおりますけれども、この部分も一定程度、ありのままの数字を出すべきだということでございますので、整理をして最終日までにお示しをさせていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 次に、インボイス制度について質問します。

消費税における適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が来年、令和5年10月に導

入される予定です。元年10月に、それまでの消費税率8%から10%への引上げに伴い、酒類、外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞を対象に消費税の軽減税率制度が実施されたことにより、現在事業者は消費税等の申告等を行うため、取引などを税率ごとに区分して記帳するなどの経理を行うとともに、消費税に仕入税額控除を適用するためには8%、10%の区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が要件になっています。

令和5年10月1日、インボイス制度導入以後、この請求書等の保存に代えて適格請求書発行事業所から交付を受けた適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となることから、この適格請求書を発行する事業所は適格請求書発行事業所としての登録を行うとともに、請求書には発行事業所登録番号、適用税率及び税率ごとに区分して合計した消費税額等を記載する必要があるとされています。

来年10月1日からのインボイス制度導入に向け、発行事業者の登録申請は令和3年10月から実施されてきておりますが、その登録申請の期日が来年、5年3月31日と迫っていることから、最近では報道や制度周知も増えてきておりますし、それに併せて制度導入に当たっての課題もよく聞かれるようになりました。

そこで、市としてはこのインボイス制度について円滑な制度導入を図る立場だと思っておりますので、本市における対応状況や導入に当たっての課題などについて伺います。

まずは、令和5年10月に向けた市内事業者等の対応状況について聞きます。

本市における事業者のうち、消費税課税事業者、免税事業者のうち、インボイス発行のため課税事業者となる事業者の数、また、それら事業者の登録状況をお知らせください。

課税事業者の増加見込数については、過去の政府答弁において、平成27年国勢調査から試算すると、免税事業者約488万者のうち農協等に出荷する農林水産業、非課税売上げが主たる事業の事業者を除いた免税事業者が約372万者、そのうち一般消費者との取引を除く企業間取引の割合は4割程度とされており、課税事業者の増加見込みは161万者と試算されています。

また、本年10月末、全国における登録者数報告では、法人113万、個人事業主は29万とされておりまして、この数字を令和2年法人税申告や個人の事業所得、不動産所得申告数を分母として計算すると、法人では40.3%、個人事業主では5.4%の登録といった現状数字もあるようですが、本市における状況はいかがでしょうか。制度移行によって影響のある事業者数の状況、来年10月に向けた発行事業者の登録事業についてお知らせください。

次に、市の対応状況について聞きます。

インボイス制度においては、本市士別市も適格請求書発行事業者としての登録を行う必要があると聞いております。また、適格請求書の発行に関しては、使用料、手数料の納付書等において記載事項の変更など、対応が求められると思われそうですが、その対応状況はいかがでしょうか。使用料、手数料に係る税額計算や納付書等への発行、さらには保存方法などシステム改修も必要かと思っておりますが、対応費用も含めて現状をお知らせください。

インボイス制度導入における大きな問題として、インボイス発行事業者は取引の相手方、買

手の求めに応じてインボイスを交付しなければなりません。インボイスを交付できるのは、税務署長の登録を受けた発行事業者に限られ、免税事業者のままでは交付ができないこととなりますので、発行するのであれば課税事業者になるという選択、検討が必要であります。この点、免税事業者に関する課題について伺います。

1つは、インボイスの保存等が買手側の仕入税額控除の要件となることから、免税事業者等の仕入れについて、こちら令和5年10月からの3年間は80%、8年10月からの3年間はその50%を仕入税額として一部控除できる経過措置を設けられておりますが、それ以降も含めて原則として免税事業者からの仕入れに関する仕入税額控除の適用を受けることはできません。

このことによって、買手側は控除額の減少により結果税負担が増えることへの懸念から、免税事業者との取引を敬遠する可能性が指摘をされています。実際に昨年11月に公表された日本商工会議所の調査によれば、課税事業者の2割超がインボイス制度導入後免税事業者との取引は一切または一部行わない。経過措置の間は取引を行うと免税事業者との取引を見直す意向を示しています。インボイス制度導入に合わせて免税事業者が取引から排除されることはないのか、この点、市の事業においても水道事業や病院事業は消費税申告を行っておりますので、これまで免税事業者から物品調達を行っている場合は、制度導入後仕入税額控除が減少します。あつてはほしくないのですが、発注先や入札参加資格の変更などが検討されていることはないのでしょうか、お伺いします。

また、現在の発注状況で制度導入後の納税額の変化など、それぞれの事業の経営の影響についてもお知らせください。

免税事業者の中には、収入が不安定な一人親方やデザイナー、少額の収入しかないシルバー人材センターの会員など個人事業主やフリーランスが多く含まれ、とりわけシルバー人材センターについては会員がインボイスを発行できないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たにお客様からの預かり消費税分を納税する必要が生じ、運営が困難になると言われています。

現在、令和6年4月からはシルバー人材センターにおける契約方法の見直しによって、センターの税負担が増えない方向で検討がされているようではありますが、この令和5年以降、本市のシルバー人材センターにおいても、仮に今言われている契約方法の見直しがその翌年、6年4月に行われれば、その間の税額負担は数十万円との試算を伺っています。運営に対する影響は少なくないと思いますが、市としての支援はできないのでしょうか、伺います。

2つ目の課題は、免税事業者がインボイス発行のために課税事業者となった場合、ただでさえコロナ禍や物価高騰で厳しい状況に置かれた中小事業者にとって、新たな税負担によって事業継続がさらに困難になるのではないかという点でございます。

直近の情報では、政府与党が来年度の税制改正に3年間の消費税納付額の軽減方針を決定し、小規模事業者がインボイス発行に伴い課税事業者となる場合の税負担を軽くし、制度の円滑な導入を目指すとされておりますが、3年間の経過措置以降も含めて事業者にとっては新たな負

担が生じることに変わりはありません。

インボイス制度はそもそも何のために行う制度なのでしょうか。消費税10%への引上げに併せて軽減税率が導入されたことによって、結果8%、10%の複数税率の下で適正な課税を行うため必要だとされておりますが、事実、令和元年10月からのこの4年間、8%、10%の区分記載請求書等保存方式、経過措置と言われておりますが、現行制度で十分機能しているのでしょうか。

インボイス制度導入によって、課税事業者増加見込み分、先ほども触れました政府発表では消費税及び地方消費税の増収は2,480億円とされています。1事業者当たり課税売上げの平均額550万円の場合は税負担額は15万4,000円の増であります。今触れた、政府はこれに対しての税負担軽減も実施されるとされておりますが、やはり事業者にとっては大きな負担です。

現在の登録状況によりますが、制度導入に向け、現在免税事業者としては、まずは3月までの間どのように対応したらいいのか、免税事業者のままかインボイス発行のため課税事業者になるのか、登録申請に向けた判断のためにもさらなる制度周知が必要ではないかと思いますが、本市における見解をお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、市内事業者の対応状況についてです。

適格請求書、いわゆるインボイスを交付しようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。そのため、本市で登録事業者数を把握することはできませんが、名寄税務署に登録申請状況を確認したところ、10月末時点において課税事業者のうち、全国の事業者で45%、全道の事業者で47%が登録済みで、名寄管内の事業者数は未集計とのことでした。

なお、国税庁適格請求書発行事業者公表サイトにおいて登録事業者の確認は可能となっておりますが、住所地からの検索ができないため、士別市全体の件数の把握はできませんでした。

次に、本市の対応状況についてです。

インボイス制度の仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要となります。したがって、本市が事業者に対して売手となる場合も、市が発行する請求書が適格請求書に該当しなければ、買手である事業者は仕入税額控除を受けることができなくなります。このため、消費税の納税義務に関係なく、インボイス制度に適切に対応する必要があります。

本年8月に、課税取引の実態等を把握するため、全庁的に調査を実施し、課税取引の内容や請求書、納付書の発行方法などを確認するとともに、システム改修費用や窓口対応、歳入科目の整理等を行ったところです。

一般会計における使用料、手数料等の課税収入に対応するためのシステム改修費用として約60万円、水道・病院事業会計でのシステム改修費用として約400万円を見込んでいます。

なお、インボイスの登録は一般会計、公共下水道、農業集落排水事業特別会計及び水道・病院事業会計において申請登録を完了しているところです。

次に、市の工事発注や物品調達などの発注先や入札参加資格の取扱いについてです。

総務省から令和4年10月7日付で競争入札において消費税の適格請求書等保存方式に関する入札参加資格を定めることについてで通知があり、技術的な助言がされたところです。本通知において、適格請求書発行事業者でないものを競争入札に参加させないこととするような資格を定めることなどについては適当でないと示されました。

本市においても、競争入札に参加するものに必要な資格として、適格請求書発行事業者でないことを理由とする取扱いの区別は行わない考えです。

次に、納税額の変化など経営への影響についてです。

一般会計は消費税法上、売上げと仕入れの消費税額を同額とみなすこととされていることから消費税の申告義務が免除されており、インボイス発行団体になった後も同様の取扱いとなるため、影響はありません。

水道・、病院事業会計においては、免税事業者との取引が一定数は想定されることから、数万円程度の負担が発生すると試算しています。

次に、シルバー人材センターの運営費に対する支援についてです。

シルバー人材センターは、高齢者の能力を積極的に活用し、臨時的、短期的な仕事を通じ、生きがいの充実と活力ある地域社会づくりを推進するために設立された公共的団体に位置づけられているものと認識しております。

しかしながら、インボイスの影響に対する補助は、士別市補助金適正化ガイドラインの考え方に反することや、税の負担を市費で対応することは公平性の観点からも問題があり、市が独自に支援することは難しいと考えています。

現在、来年度の税制改正に向けて小規模な事業者の負担軽減策が議論されており、引き続き動向を注視し、情報提供等に努めてまいります。

次に、制度周知についてです。

課税事業者となるか、引き続き免税事業者のままとするかは、取引先との関係や収支の状況から、事業者による判断が必要となっています。そのため、制度理解、仕入先には経過措置などがあること、その内容を知っていくことは判断するためには大事な要素の一つと認識しております。

これまでも名寄税務署や青色申告会などにおいて説明会が実施されており、本市においても11月10日の年末調整説明会において制度の説明を行っています。今後は市内事業者に向けて送付する償却資産申告書にチラシを同封することや、広報での周知に加えて、来年2月の確定申告会場でも制度の周知に努めていきます。

また、個人で小規模事業者やフリーランスなどの免税事業者から相談があった際には、引き続き税務署と連携して対応していく考えです。

以上申し上げて、答弁とします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時47分休憩）

（午後1時30分再開）

○議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番 奥山かおり議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇） 第4回定例会に当たり、通告に従いまして質問いたします。

まず初めに、マイナンバーカードについてです。

マイナンバーが付与されました当初、12桁のマイナンバーが記載された書類は鍵のかかる場所で保管しなさい。やたら人に見せてはいけませんと取扱いが厳重にされていたと認識しておりました。国はマイナンバー制度の導入のポイントとして、公平公正な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上とっております。

マイナンバーカードは本当に必要なのかですとか、本当に個人情報漏えいしないのだろうかといった心配や、懸念される声、また、マイナポイントの使い方ですとかチャージの仕方が分かりにくいなど市民の方から声が寄せられます。任意での申請でありますし、情報化社会ということでネット上などでも賛否両論、様々な意見や偏見などがあると思っております。

デジタル化を推進していく必要は理解はしておりますが、持つとこんなに便利になりますと、私自身もなかなか力強く言い返すことができません。コンビニでの住民票の交付など、分かるものもあるのですけれども、そんな中、9月には2023年度に創設し自治体に配分する予定のデジタル田園都市国家構想交付金の一部について住民カード取得率が全国平均以上でなければ受給を申請できない仕組みにするですとか、10月には2024年秋には健康保険証廃止ですとか、12月末までマイナポイントを延長するといったお話、そしてつい先日、12月7日には、自治体のデジタル化を支援するため政府が創設したデジタル田園都市国家構想交付金の受給要件が判明し、一部の配分枠は住民のマイナンバーカード申請率が53.9%以上の自治体であれば申し込めると、目まぐるしく情勢が変化していると感じているところです。

士別市としても、広報での特集ですとか休日や夜間窓口の開設、新聞へ幾度と折り込まれてくるチラシ、企業への訪問など、取得拡大に向けて取り組んでいることを承知しております。士別市の現状として、庁議記録のほうにも、10月末現在の本市のマイナンバーカード交付率が50.8%となった、北海道の48.9%を上回り推移しているとありましたが、最新の普及率についてお伺いをいたします。

また、年代別の普及率などについても、傾向が分かるようであれば併せてお示しいただきた

いと思います。

2点目の質問としまして、今後、士別市においてはどのような活用が想定されるのか、お伺いをいたします。

利活用の一つにマイナ保険証も想定されるかと思えます。国はマイナ保険証の利用促進に向けて、来年4月、原則全ての医療機関、薬局に対応できる設備の導入を義務化する。今現在、士別市において保険証の提示が必要な病院など、医療機関や薬局など、カードリーダーなどの普及に向けたスケジュールですとか扱える医療機関の整備がどのようになっているのか、教えてください。

また、令和5年度予算編成方針におきまして、マイナンバーカードの利活用拡大や自治体DXの推進とあるように、デジタル田園都市国家構想交付金の利活用という観点から検討されているものがあればお示しをいただき、1つ目の質問を終えます。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 奥山議員の質問にお答えします。

最初に、私から、デジタル田園都市国家構想推進交付金、マイナンバーカードの利活用拡大及び自治体DXの推進について答弁申し上げ、マイナンバーカードの交付率及び普及促進並びにマイナ保険証については市民自治部長から答弁申し上げます。

国は、マイナンバーカードの利活用推進を含めた地方自治体におけるデジタルトランスフォーメーションを推し進めるため、令和2年12月に自治体DX推進計画を定めました。この推進計画は本年9月に改定され、デジタル田園都市国家構想実現に向けた取組が追加されるなど、その内容が強化されています。

本市においても本年5月に士別市役所DX推進基本方針を決定し、国の自治体DX推進計画に基づく各種施策の実施方針を示したところです。本推進基本方針において、マイナンバーカードの利活用を進めるための施策として行政手続のオンライン化を掲げています。この行政手続のオンライン化を本市におけるマイナンバーカード利活用推進の中心となる施策として、今後、積極的に展開をする予定です。

これまで申請書を窓口で提出しなければならなかった様々な手続について、順次オンラインによる受付を可能とするオンライン市役所サービスを提供することで、行かなくてもよい市役所を目指す考えです。

まずは、転出手続のオンライン化です。

このサービスは、現在、転入・転出の際には転出する市町村の窓口と転入先の市町村の窓口それぞれに出向き、手続をしなければならないものを、マイナンバーカードを利用したオンライン手続により、転出する市町村の窓口へは転出手続に行かなくてもよくするものです。

全国的に明年2月から運用が開始されることに伴い、本市においても同日からこのサービスを開始します。

また、国の自治体DX基本計画でも優先的にオンライン化することが求められ、本市役所DX

X推進基本方針でも早期に予定をしている、子育てや介護に関する各種手続についても今年度内にシステムを構築し、令和5年度当初からオンラインでの受付を開始できるよう準備を進めています。

このように、窓口で申請書を提出する従来の受付方法に加え、少しでも多くの手続をオンラインで受け付けることで市民の利便性が向上し、同時にマイナンバーカードの活用場面が増えることとなります。

今後は、マイナンバーカードがあれば市役所に行かなくても様々な手続ができる状況をつくり出し、マイナンバーカードの利活用の幅を広げていく考えです。

また、こうしたデジタル社会実現に向けた取組についてはデジタル田園都市構想推進交付金を活用することが可能です。既に国の令和3年度補正予算分の事業募集は終了していますが、今般、4年度第2次補正予算分として5年度の実施事業を対象に事業募集が開始をされる予定です。この交付金は、事業の性質に応じて優良モデル導入支援型やデータ連携基盤活用型など幾つかの分類がありますが、一部の分類でマイナンバーカードの交付率が応募の条件となっているほか、残りの分類でも事業採択審査の際に、各市町村における交付率が補助金の額に直接的に影響する取扱いとなっています。

本市の来年度予算においてこの交付金の活用を積極的に図るため、予算編成に併せ、対象となる事業を精査し、交付申請に向けた準備を進めているところです。今後本格化するデジタル社会の利便性をより多くの市民に享受いただけるよう、まずはマイナンバーカード普及の促進、行政手続オンライン化の推進を軸にDX施策を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 藪中市民自治部長。

○市民自治部長（藪中晃宏君）（登壇） 私からマイナンバーカードの交付率及び普及促進並びにマイナ保険証についてお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの交付率及び普及促進についてです。

11月末現在でのマイナンバーカードの交付率は、国が53.9%、北海道が52.2%、本市におきましては56.2%となり、2人に1人以上の方々にカードを交付している状況です。

本市における11月末時点での年代別取得状況は、20歳未満が51.1%、20歳から40歳未満が52%、40歳から60歳未満が57.2%、60歳から80歳未満が60.6%、80歳以上が38.4%となっており、80歳以上の取得率が低い傾向になっています。

これまで、広報やホームページ、チラシの新聞折り込みなどによる周知活動や休日・夜間窓口の開設による申請受付体制の強化を図ってきたところですが、年代別の取得状況も踏まえて、勤労者層に対しては職員が直接企業等を訪問し申請手続をお受けする出張申請受付を実施しているほか、高齢者に対しましては、いきいき健康センターや市内老人クラブでの出張窓口の開設、地域担当職員による高齢者実態調査での周知などを実施しているところです。

まずは現在国が行っているマイナポイント第2段の対象となるカード申請期限である12月末

に向けて、マイナンバーカードの普及勧奨事務を鋭意努めているところであり、今後については、特に取得率が低調な80歳以上の方々に対しては、保険証との一体化が進むことから、より丁寧な説明と対応策を検討してまいります。

次に、マイナ保険証についてです。

本年10月に、政府は令和6年秋に現行の健康保険証をマイナンバーカードと一体化するマイナ保険証に切り替える方針を改めて示しました。マイナ保険証を活用する医療機関などにおけるオンライン資格確認等システムの運用状況ですが、11月27日現在での全国における運用状況は36.3%であり、本市においても病院・診療所で3件、歯科診療所1件、薬局5件の合計9件、運用率は33.3%と低い水準にとどまっております。

オンライン資格確認については、来年4月からの導入が原則として義務づけとなっていることや安全・安心で質の高い医療を提供していくデータヘルスの基盤となる仕組みであることから、システムの導入や国の補助金活用などについては、国や北海道から医師会等を通じて勧奨されているところでもあり、医療機関等における早期での運用開始に期待しているところです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君） 1点再質問をさせていただきたいのですけれども、取得率の関係の中で、80代以上の方がまだ低調だということで、施設入所されている方とかそういう方に関してはどのような対策とか、考えられているものがあればお尋ねをしたいのですけれども。その1点だけ確認させてください。

○議長（井上久嗣君） 藪中部長。

○市民自治部長（藪中晃宏君） 基本的に、先ほど申し上げたとおり、80歳以上の高齢者に対しては、御家族も含めてなかなか取得に積極的でないという傾向が見られております。現状では、施設に赴いてというのはコロナ禍ということもあってなかなかできませんけれども、先ほど御答弁いたしましたとおり、これからの普及の、利便性ですとかというのを丁寧に御説明しながら、御家族も含めてということになると思うのですが、普及に邁進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇） 次の質問に移ります。パートナーシップ制度について2点お伺いをいたします。

2015年、東京都渋谷区と世田谷区のほうで同性カップルを自治体が証明したり宣誓を受け付けるなどできるようになったパートナーシップ制度なのですけれども、法律上の性別が同性同士のカップルは、結婚ができないことでたくさんの方で困ることはありますが、パートナーシップ制度は国が法律で認める結婚とは全く違うものなので、相続などの問題は解決しません。

パートナーシップ制度ですが、日本全体の人口に対する普及率は6割を超え、日本も大きく変わってきております。

全国で導入している自治体は1,755自治体のうち242、道内におきましては、2017年に札幌市、その後、江別市、函館市、北見市、帯広市がつい先日、12月1日にということで、また、今後予定しているということで、苫小牧市が1月にということで、道内においては比較的人口の多い都市で導入、検討されておりますが、パートナーシップ制度をつくり、同性カップルの存在を正面から認めるということは自治体の規模に関係なくできることです。

2022年9月17日から18日、札幌市で開催されましたさっぽろレインボープライド、LGBTQなど性的マイノリティーの差別解消や権利主張を目的に行われる当事者と支援者によるパレードのことなのですけれども、このパレードを通して、誰もが自分らしく日々笑顔で暮らせる社会、多様性を受け入れる社会の実現を目指して開催されております。また、このさっぽろレインボープライド2022の公式マガジンということで、実行委員会から道内市長宛てにメッセージ寄稿の依頼がありました。道内全て35市の市長がメッセージを寄せております。

士別市は、札幌レインボープライドが開催されますことを心からお喜び申し上げますとともに、実行委員会をはじめ関係者の皆様の御尽力に深く敬意を表します。このイベントを通して、全ての人が多様性を認め合い、尊重し合う豊かな社会が実現することを心からお祈り申し上げ、お祝いと応援のメッセージといたします。

また、3つの質問に対して次のように回答しております。回答内容については市としての回答であり、市長個人の見解ではありませんと注釈も添えられております。

1つ目の質問ですが、札幌市ではLGBTQに関する取組をしている企業をLGBTフレンドリー企業として認定、登録する制度、LGBTフレンドリー指標制度があります。同様の制度の導入は各市においても必要と思われませんが、そのつもりがあるか否かをお教えてください。また、どうしてそのように考えるのか理由もお聞かせくださいとの問いには、検討していきたい。LGBTフレンドリー指標制度を導入することにより多様な人材が活躍できる環境をつくり上げることができると考えています。本制度の導入に向けて、まずは市が性的指向や性自認についての理解を深めるための活動を行っていきたい。

2つ目の質問。今年、札幌地裁にて同性婚が認められていない日本の現状に違憲判決が下されました。また、各種自治体が続々とパートナーシップ制度の導入を検討もしくは実際に導入しています。このような傾向がある中でパートナーシップ制度を導入するつもりがあるか否かを教えてください。また、どうしてそのように考えるのか理由もお聞かせくださいの問いには、検討していきたい。パートナーシップ制度に対する社会全体の認識は深まってきている。

3つ目の問いは、多くのLGBTQ当事者は義務教育の段階で性に関する自覚をし、それによって苦しむ場合があります。青少年の教育現場におけるサポートはLGBTQに対しても必要だと思いますが、これまで行ってきた取組について教えてください。また、今後実施したい取組についてもお聞かせくださいの問いには、女子生徒が指定制服でスカートとスラックスの

どちらかを選択できるように検討している。現状は未実施と回答しているわけなのですが、では、士別市におきまして、検討しているものの、どのようなスケジュールで進んでいくのか、また関連しまして、2つ目の問いになるのですが、令和5年4月から道営住宅の入居条件が変更となりましたが、実際に運用を見直すかは立地市の意向によるとされています。この点についてお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、パートナーシップ制度についてです。

本制度は、地方自治体が同性同士が婚姻に相当する関係と認め、法的拘束力はないものの、証明書を発行する制度です。この証明書による効力は、病院での入院手続や公営住宅への入居のほか、生命保険における取扱いなど、地域によってはその範囲が拡大しつつある状況にあります。

そこで、本市における制度の考え方についてです。議員からもお話のあったとおり、現在道内においても比較的人口規模が大きい自治体において制度の導入や検討が進んでいる状況にあります。本市では、第3期士別市男女共同参画行動計画における基本方針の中で、人権に関する啓発を推進するとともに、性的指向や性同一性障害を理由とする差別や偏見をなくす取組について検討が必要であることを示しており、これまで、市のホームページでの周知のほか、図書館で性的マイノリティーに関する図書を展示するなど、多様な性に対する理解につながる取組を進めてきたところです。

本市における制度導入については、現時点では具体的なスケジュールは定めていませんが、先行的に取り組む自治体における成果や課題等を調査しつつ、性的マイノリティーに関する市民の熟度などが高まる取組を進める中で、今後、制度の在り方及びその時期について検討してまいります。

次に、公営住宅の入居資格についてです。

道営住宅の入居資格については、多様化するニーズへの対応として、10月に一部改正されました。その入居条件については、パートナーシップ関係であることを証する書面などの提出が前提となっていることから、本市における制度の導入に併せて検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 4番 中山義隆議員。

○4番（中山義隆君）（登壇） 令和4年第4回定例会一般質問に際しまして、一問一答方式で行いたいと思います。

初めに、農業振興についてを議題にいたします。

昭和40年代より近代的農業として馬から耕運機へと替わり、トラクターやコンバインが普及し、バインダーや稲架掛けは姿を消してしまいました。当時は稲を稲架掛けして乾燥すると納屋まで運び脱穀。必ず稲わらが取れた時代でした。取れた稲わらは必ず家畜の飼料や敷きわら

に使ったものでした。また、家庭などでの畳などにも利用されていた時代がありました。その後、労働力不足、重労働といった中、近代的農業が振興して、現代では再利用できず、水田にそのまますき込んでしまう現状です。圃場の土質に撥水性がなくなり、作物にとってはあまりよいと言われていないので、現在では焼却する農家も少なくはないのです。また、もみ殻についても、酪農・畜産での再利用がない農家では焼却してしまう。

そこで、今、国としても稲わらやもみ殻を飼料や肥料の高騰で再利用として見直されてきています。例えば麦わらの場合は、茎が堅く分解しづらいので、酪農・畜産関係では牛に二度踏みという形の中で分解を促進して、また、稲わらは茎が柔く分解が速いとされています。そこで、稲わらに注目され、国は稲わら広域流通促進として、輸送費援助として1トン当たり最大1万円、国産飼料の生産利用拡大事業としての中で支援するとされており、この内容は、輸送距離の交付額は異なることがありますが、稲わらなど粗飼料の供給地域から畜産地帯への輸送コストの、輸送費の相当額を交付する内容となっております。

また、国産稲わら利用拡大に向けた実証事業の概要として、ロール状の稲わらよりも効率的に運搬、保管が可能な角形の生産、流通を実証し、JAやコントラクターなどを支援する内容で、支援の内容としては、稲わらを集め、角形に形成・包装する機械、ロール状の稲わらを角形に再形成・包装する機械（購入またはリース費の半額以内を助成）、トラクターや稲わら運搬機の購入・リース費の支援、稲わらの簡易保管庫の整備費・実証時の運搬費など半額以内の助成、また、稲わらの飼料成分や安全性検査費などを定額で助成、このように国全体が肥料、飼料の高騰で見直されている中、第1次産業の本市農業を守るためにも、耕畜連携を第一として掲げ、堆肥化促進還元事業として推進できないものでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

また、バイオマス資源堆肥化施設の運営について、生ごみ・野菜残渣堆肥キッチンリぼんや下水汚泥堆肥エコみち君の有効利用として保水剤のおがくずやもみ殻を使っているようですが、年間どれくらいのおがくずやもみ殻を保水剤として利用しているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

また、成分的にどのような堆肥になっているのかも伺いたします。

保水剤を混ぜただけのものは良質堆肥とは言えないと思いますが、実際、よい堆肥としての販売を目的とするのであれば完熟堆肥をつくるのが本来の販売ではないでしょうか、伺いたします。

そこで、保水剤を粉砕機で粉砕して発酵促進を促すことで土壌にしみやすく分解しやすくなるので推進するべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

バイオマス資源堆肥化施設は、重機での繰り返し方式で堆肥づくりを行っているようですが、堆積する場所や繰り返す場所にはスペースがないため作業がしづらく、製品の置場が足りないということですが、そこで前回もお話しさせていただきましたが、堆積場所を選ばないということが可能なペレット状でフレコンや小袋と販路拡大を考えてはいかがでしょうか。

また、ペレット状は現在の堆肥よりある程度の水分が必要なので、作成日数が短縮されることやスペース確保ができるのではないのでしょうか。作業工程がスムーズになると思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

また、剪定枝、街路樹や公園、公共施設からの雑木について、堆肥化の活用及び年間の受入数量についてもお伺いしたいと思います。

また、十数年ほど経過する中で、この施設の中の機械器具についても、入れ替え、更新時期について今後のお考えをお伺いいたします。

以上、1つ目の質問といたします。よろしく申し上げます。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君）（登壇） 中山議員の御質問にお答えします。

最初に、私から稲わら、もみ殻の有効利用等について答弁申し上げ、バイオマス資源堆肥化施設の運営については市民自治部長から答弁申し上げます。

現在、市内で発生する稲わらやもみ殻については、一部の地域において堆肥の水分調整剤として利活用が図られていますが、多くの水稻農業者は、稲わらは圃場にすき込み、もみ殻は焼却処分をしている状況にあります。

そこで、稲わら、もみ殻の有効利用について、現段階で国が示している国産飼料の生産利用拡大事業ですが、これは、飼料自給率の向上を目的に、国産の稲わらや乾牧草といった粗飼料の広域流通を促進するものであります。

事業内容としては、国産粗飼料を販売するJAなどを支援対象に、一定条件の下、稲わら等の輸送距離に応じて助成金を交付するもので、対象となる輸送距離は50キロメートル以上であり、畜産農家が国産粗飼料を新たに増やした分を支援対象に、1トン当たり最大1万円を助成するとされています。

堆肥の利活用については、肥料価格高騰対策として、本年6月から来年5月に購入する肥料を対象に、化学肥料低減計画の一環として堆肥の利用などの取組メニューもあることから、国の農業政策としても国産肥料の利用促進を進めている状況にあります。

本市第4次農業・農村活性化計画における土づくりの推進においても、耕畜連携による地域資源循環を推進することとしています。また、耕種農家の畜産堆肥利用促進に対するアンケートでは、これを望むとする割合が65%の現状でもあります。稲わら・もみ殻を利用した堆肥の製造を経済活動の伴う事業として進めるためには、需要と供給のバランスを勘案し、安全で良質な農作物の持続的な生産に結びつけていくことが重要です。

こうしたことから、今後、耕畜連携などによる稲わらやもみ殻の利活用も含めた地域資源循環について、JAなどの関係機関と協議を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 藪中市民自治部長。

○市民自治部長（藪中晃宏君）（登壇） 私からバイオマス資源堆肥化施設の運営についてお答え

いたします。

まず、堆肥製造の際、水分調整のための副資材として利用されているおがくずやもみ殻の数量に関しましては、令和3年度では、おがくずで約240立方メートル、もみ殻は約1,100立方メートルを使用いたしました。

次に、堆肥の成分については、生ごみを原料とした堆肥キッチンリぼんは、水分含有量が29.1%、pHが8.6、炭素窒素比が13.0、窒素が1.9%、りん酸が1.6%、加里が2.2%となっています。

下水汚泥を原料とした堆肥エコみち君は、水分含有量が49.1%、pHが8.0、炭素窒素比が12.0、窒素が2.0%、りん酸が2.7%、加里が0.5%となっており、それぞれ毎年度成分分析を実施し、その主要成分を市のホームページで公表しております。

次に、堆肥を製造するに当たり、もみ殻を粉砕機で細かくし、発酵促進させてはどうかとの御提案についてです。

お話しのとおり、良質な堆肥を製造するため、もみ殻を粉砕し、発酵促進させることで土壌になじみやすくなることが求められますが、当施設では加圧混練機を導入して製造を行っております。従来、もみ殻は分解発酵が難しいとされていましたが、この機械を使用することで原料ともみ殻などの副資材に強い圧力をかけて混ぜ合わせて分解し、発酵に適した状態にすることができるため、新たに粉砕機を導入する予定はありません。

次に、堆肥を粒状にしたペレット堆肥の製造については、ペレット化によって運搬が容易になることや汎用散布機で圃場に散布できること、フレコンバッグや堆肥袋に入れ高く積み上げることで貯蔵面積を減らし、施設の有効利用ができることなどが利点として考えられます。しかし、導入にあっては、機械の購入経費、ペレットにするまでの発酵を促すための切り返しを行う場所が現状と同程度必要であり、また、品質を保ち一定期間保管するためには水分量を今より下げる必要があることから、乾燥させるための機材またはスペースが必要となります。このようなことから、現状ではペレット製造は難しいものと考えております。

次に、剪定枝などの雑木受入数量とその活用方法ですが、3年度の実績で合計131トンを受け入れており、施設に設置している樹木粉砕機により細かく粉砕し、おがくずなどと同等に副資材として活用しています。

次に、施設内の機械器具の更新に関する今後の考え方については、平成25年度に施設の供用を開始し約10年が経過しましたが、この間、経年劣化や故障もあり、随時補修を行ってきたところです。また、異物混入による機械故障も発生していることから、市民に広報紙などでごみの分別や生ごみの出し方を周知し、御協力をお願いしているほか、職員や業者による点検、軽易な補修などを随時行い、機械器具を可能な限り長く使用できるよう配意しながら現在の修繕計画を基に更新していく考えです。

以上申し上げ、答弁といたします。 (降壇)

○議長 (井上久嗣君) 中山議員。

○4番（中山義隆君） 何と言ったらいいか、自分は農家ですから、プロとしてやっているつもりで、机の上で出している人たちとは違うということはまず最初に言わせていただいて、その中で、先ほどの剪定や何かについては、現状現場を見に行きました。そうすると、数年前から堆積して、その都度再利用がされていないということで、今現状、堆積したところに崩して踏み固めて埋めているという状態でした。

そんな中で、どうしても現場を検証しなければそういったことは分からないのではないかなということと、あと堆肥についてなのですが、ペレット状のことにしても、施設として考えるのも一つの問題点もありますけれども、まずはそれを堆肥化として、先ほどpHから水分調整から言っていた中で、ペレット状にすることによって販路拡大を考えるということの考え方をできないものだろうかということで質問として出したのですが、それなりの、今のところ考えられないということなのですが、となると、今の現状の施設で採算は取れているのかということをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（井上久嗣君） 藪中部長。

○市民自治部長（藪中晃宏君） 再質問にお答えいたします。

採算は取れておりません。

堆肥の製造費、施設の管理費、人件費等々入れますと、生ごみに関しましては、市民の皆さんに使用料ということでお支払いいただいておりますし、事業所の方にも御負担をいただいておりますが、維持管理する分には到底追いついておりません。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 中山議員。

○4番（中山義隆君） お言葉の中で、やり取りはあまり好きじゃないのですが、採算は取れていないということで、今後どのような形で考えていくのか。自然体の消費拡大というか、そういう形で物事を持っていくのであれば、そういう考えは市としてあるだろうけれども。あくまでも堆肥として、バイオマス資源堆肥化施設ということで堆肥ということになっているので、堆肥をやはり売って、市長のよく言われる外貨を稼ぐというスタイルにはつながっていくと思うのですが、今後、最後のほうに施設の老朽化の問題も出ていますけれども、そういうことをもう少し考えていただけないかなということと、あと、差し支えなければ、過去5年間ぐらいの収支の数字が分かると採算が合う合わないが皆さんに分かるかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（井上久嗣君） 藪中部長。

○市民自治部長（藪中晃宏君） 再々質問にお答えいたします。

収支ですけれども、収入で申し上げますと、5年前、平成29年でいきますと、エコみち君とキッチンリボン、処理手数料を足して519万4,000円、支出が2,384万円、30年度で574万4,000円の収入に対して3,486万6,000円、令和元年度では623万8,000円の収入に対して2,653万6,000円、2年度では879万1,000円に対して2,953万6,000円の支出、3年度では838万6,000円の収入

に対して6,057万7,000円の支出となっております。

施設といたしましては、当然財源ですとか運営費については、100%とは言いませんが、一定程度確保しなければなりません。そういった意味でも皆さんに一般ごみですとかプラごみ、粗大ごみ等々の収集に関しましては一部御負担をいただいているということでございます。

この施設に関しましても、先ほど言いましたとおり、生ごみの使用料につきましては、こちらにも入ってきているということでもあります。施設としては当然とんとんですとか、ちょっと黒字になればいいなどは思いますけれども、本来あそこの施設は資源循環型の施設といったことで、地域にある廃棄物、それから有効利用できる廃棄物も含めて再利用して地球に優しい、環境に優しい、そういったことを目的に施設を建設しております。今、市ではゼロカーボンということで将来的な目標も掲げておりますが、温室効果ガスの削減に寄与すると、そういったことも含めて施設を運営しているもので、何とか黒字になればいいなどは思いますが、なかなか収支については難しいと考えております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 中山議員。

○4番（中山義隆君）（登壇） 2つ目の質問として、令和5年度予算編成方針について、地方創生の推進に向けた取組についてです。

予算編成方針の中で、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略、重点プロジェクトである農業未来都市、合宿の聖地、まちの未来いを連携強化させ、さらに深化させていくことと、国の動向を注視しなくてはならない士別市として、令和5年度農業未来都市をどのように強化、深化させていくのか、お伺いいたします。

また、農業未来都市の長期計画及び短期計画の概要、現段階の考えをお伺いいたします。

よろしく申し上げます。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

地方創生の推進に向けた取組についてです。

本市の士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成26年12月に策定された国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を基に地域の実情に応じた地方版総合戦略として27年10月に策定をしました。

本戦略は、令和2年を目標年次として、地方創生交付金などの支援制度を活用しながら、農業未来都市創造、合宿の聖地創造の2つの構想に基づく重点プロジェクトを展開し、人口減少問題や経済の活性化に取り組んできたところです。

その後の第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、2年度から8年度までを計画期間とし、国・北海道が目指す地方創世の基本的な考え方や新たな視点を勘案しながら、農業未来都市創造、合宿の聖地創造に、まちの未来創造を新たに加え、3つの重点プロジェクトの連携強化により地方創生の深化を図る計画となっております。

5年度予算編成方針では、地方創生に向けて3つの重点プロジェクトの創造を連携強化させ深化させていくこととし、今後、国においてはデジタル田園都市国家構想に伴い、まち・ひと・しごと創生総合戦略を改定する予定であることから、国の動向を注視し、活用可能な財源確保に努めることとしたところです。

農業未来都市の計画に関しては、農業未来都市創造による持続可能な足腰の強い農業・農村をつくるを基本目標とし、持続可能な生産基盤の確立、担い手の確保・多様で安定的な経営体の育成、スマート農業の推進、サフォーク羊の供給体制の充実の4つの基本施策を掲げ、短期的には年度ごとの重要業績評価指標、K P Iの達成を目標とし、最終的には8年度の数値目標として、農家戸数450戸、成雌綿羊飼養頭数1,000頭の目標値を設定した計画となっています。

主な取組として、持続可能な生産基盤の確立では、道営農地整備事業中土別地区の農業者の負担軽減による生産基盤の整備や中山間地域等直接支払交付金の活用による土づくりの推進、担い手の確保・多様で安定的な経営体の育成では、農業・農村担い手支援規則に基づく支援や地域おこし協力隊制度を活用した新規就農者の確保の取組を進めてまいります。

また、スマート農業の推進では、多面的機能支払交付金を活用したスマート農業の推進に向けた取組などとしており、5年度においても目標達成に向けた取組を進めるとともに、まちの未らい創造、合宿の聖地創造と連携を図る中で地方創生の深化に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 11番 谷 守議員。

○11番（谷 守君）（登壇） 令和4年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、令和5年度予算方針に関することと健全な財政運営に関する条例の制定についてということテーマに質問させていただきます。

渡辺市政の下、来年度は土別市まちづくり総合計画の実行計画2年目を迎え、また、市長就任より2回目の予算編成となり、今後、渡辺カラーを存分に発揮し、検証から実行していかねばならないと想像することから、初めに令和5年度予算編成方針関連についてお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

まず、令和4年度の決算見込みについてお伺いいたします。

令和3年度の一般会計決算は、さきの決算審査でも確認したように、約7億円の黒字を確保し、財政調整基金も15億円となるなど想定外の上振れとなり、計画との乖離が生じたことから財政推計と財政健全化実行計画の具体的方策の一部見直しが必要とされました。

そこで、その示された財政再推計では、効果額を含めた令和4年度収支見込額は3億1,700万円と推計しておりますが、現時点での決算見込みとの比較等について説明、コメントをいただきたいと思っております。

次に、令和5年度予算編成方針関連についてお伺いいたします。

政府が今年度6月に示した経済財政運営と改革の基本方針2022では、その前段の一部に持続

的な経済成長に向けて官民連携による計画的な重点投資を推進する、危機に対する必要な財政支出はちゅうちょなく行い、万全を期す。経済あつての財政であり、経済をしっかり立て直す、そして、財政健全化に向けて取り組むとあります。この骨太の方針は、政府が取り組むべき重要課題を示したもので、来年度の予算編成の指針ともなるべきものであります。このような背景の中、本市についても、これらの政府の方針と歩調を合わせるべく、これから2月末までかけて予算編成作業に取り組がなされることと思います。

そこでお伺いいたしますが、本市の令和5年度予算編成方針を踏まえ、令和5年度で特に力を入れる新規事業や継続事業、また、施策など、今の段階でどのようなお考えなのか、お知らせいただきたいと思ひます。

また、前述した政府の骨太の方針の中では、政府が特に力を入れる分野として、人への投資と分配を第一に掲げられております。当初は3年間で400億円の方針でしたが、5年間で1兆円を投じることに変更、拡充になったところです。その一丁目一番地は持続的な賃上げであります。消費を喚起して、企業収益が増大し、賃上げが一層進むという好循環に欠かせなく、何より生活の安定と将来の希望につながることとなります。賃上げした企業には法人税の軽減や行政機関が物やサービスを購入する政府調達を優先的にすることも盛り込まれているようです。

人材の育成は人への投資の重要な柱であり、リカレント教育の推進、キャリアアップや兼業・副業の促進、また、給付型奨学金を拡大し、柔軟な返還の仕組みなども掲げられているようです。

また、人への投資は、イノベーション、スタートアップ、DXに共通する中核的なものです。これらのこと、特に消費を喚起して経済を回すことは渡辺市政の考えと共通する点が多々あるように見受けられますが、これらの分野での関連する重点施策も何かお考えがあれば紹介いただきたいと思ひます。

次に、健全な財政運営に関する条例の制定について述べさせていただきます。

本市の財政状況は、さきにも述べましたように、令和3年度決算では想定以上の上振れで黒字決算となりましたが、財政状況を示す各指標については依然として類似団体と比べて高い状況にとどまっています。近年において財政の健全化に対する取組、施策としては、中期財政フレームや士別市行財政運営戦略などの各種取組が今までなされてまいりました。現在は、2年目として進行している財政健全化実行計画も道半ばの状況であり、実行計画終了後においても本市の財政構造を想像するに予断を許さない状況であると思ひます。

本市に限らず、少子化を原因とした人口減少により歳入が減少し、同時に高齢化の進展により歳出が拡大していくことは必須であり、そういう状況下において、特に本市においては財政健全化の条例制定は必要になってくるのではないのでしょうか。

平成17年に士別市財政状況の公表に関する条例が制定されておりますが、士別市における将来にわたる持続的な財政の規律や健全性を確保することを目的として財政運営の基本原則、計画的な財政運営に関する取組等を規定する、健全な財政運営に関する条例の制定をすべきと考

えるところであります。市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちの実現に向け、以上まで述べた点について本市の御所見を求め、1つ目の質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 谷議員の質問にお答えします。

まず、令和4年度の決算見込みについてです。

先般お示しした再推計における主な歳入のうち、市税については、コロナ禍以前の2年度決算額を参考に、4年度予算額と同額としましたが、これを確保できるものと見込んでいます。

地方譲与税等については、現行制度を基本とし、近年の動向から地方消費税交付税や法人事業税交付金などの伸びを想定し、当初計画から若干の増加を見込み、8億3,100万円としたところではあります。

地方交付税については、7月の交付税算定結果に基づき、特別交付税と合わせて80億9,500万円を見込んだところですが、特別交付税については不確定要素があるものの、普通交付税については前年度と同様に追加交付が盛り込まれた国の第2次補正予算が可決、成立したことから増額となり、再推計値から上振れをする見込みです。

一方、歳出のうち、人件費については、決算統計上の制度変更による扶助費からの移行分などを反映し、25億4,700万円とした一方で、同様の理由から扶助費については当初計画から減少し、5億8,900万円としました。

公債費、投資的経費などについては、主に総合計画のローリングを反映し、物件費については燃料・物価高騰の影響などを考慮したところであり、歳出については再推計値とほぼ同額を見込んでいます。

これらの結果、再推計では効果額を含めた一般財源ベースの単年度収支を3億1,700万円の黒字と見込んだところですが、現時点での決算見込みとしては、普通交付税の上振れ要素を含め、同額以上を確保できるものと考えています。

次に、令和5年度予算編成についてです。

3年度にローリングを実施したまちづくり総合計画の着実な推進を念頭に、感染症の影響や燃料・物価高騰への対応など、市民の健康や暮らしを守りつつ、社会経済活動の回復に向けた必要な対策を講じ、地域経済の好循環による持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

あわせて、3年目となる財政健全化実行計画については、各取組の検証結果と具体的方策の一部見直しを踏まえ、引き続き歳入の確保や創意工夫による歳出の削減に努めてまいります。

そこで、私の政策実現に向けた具体的な取組については、市内経済を循環させる仕組みづくりに向けて、4年度からの2か年事業として実施する地域経済循環分析をはじめ、地域特性を生かしたゼロカーボン推進事業や学力向上など魅力ある学校づくりに向けた高校魅力化支援事業などの事業を一部拡大の上、地域内の好循環によるまちづくり重点枠として予算化を図る考えです。

このほか、市民サービスの向上や業務の効率化を図るとともに、職員の働き方改革に向けたデジタルトランスフォーメーションの推進やウエトリフティングのインターハイに向けて、万全な体制で開催できるよう、国の動向を注視し、活用可能な財源確保に努めながら取組を推進していく考えです。

次に、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、新しい資本主義に向けた重点投資分野の一つとして上げられる人への投資に関する新規事業としては、若年層の地元への就業や定着促進に向けて、在学中に借りた奨学金の返済に対して支援をする奨学金返還支援事業や、ICT技術の活用による介護記録や医療情報の共有化を円滑化する仮称医療介護連携ネットワーク事業に取り組むことで、介護職場での負担軽減や労働環境の改善などから人材確保につなげていきたい考えです。

次に、健全な財政運営に関する条例の制定についてです。

このことについては、岐阜県の多治見市の条例が先駆けと言われており、全国で20数件の自治体で制定されています。条例の主な内容としては、財政情報の共有や公開など透明性の確保に関する事、予算の執行、基金管理、起債発行の制限など財政規律に関する事、債務保証や損失補償、資金運用など財政リスクに関する事などを定めています。

こうした条例に位置づけることで財政の健全性を確保することを目的としているものが一般的ですが、財政の悪化を未然に防止するため、法令等と比べて非常に厳しい基準や制限を定めているものもあります。

本市におきましては、令和7年度までを計画期間とする健全化実行計画の目標達成に向けてしっかりと取組を進めていく考えであり、計画の進捗状況を踏まえながら、研究・調査に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 谷議員。

○11番（谷 守君） 1点、確認というか述べさせてください。

財政健全化に関する条例の制定についてということであります。

これは、令和7年度の現在進行中の財政健全化実行計画を見据えて今後検討されていくという中身の答弁だったと思うのですが、この議会でも財政健全化に関する健全化判断比率、種々報告いただいているところでもあります。

そこで、先ほど答弁の一部でもありましたけれども、他自治体でもそれに至るまでの厳しい数値の目標ですとか、そういったものが考えられると。そこで、本来であればこの大きな項目というのは予算編成と別な形で取り上げればよかったですけれども、また機会を改めて、制定していただけるような形で今後また別な機会で訴えたいと思うのですが、例えば今言った早期健全化判断比率、今、実質赤字比率ですとか連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、議会で報告もいただいているところでもあります。例えば本市の状況であれば、これに至るまでの状況はもはや手後れの状況であって、それ以前の段階での網かけというのは当然必

要になってくるというところで私も述べたつもりであります。

そこで、毎年度毎年度といえますか、首長が変わるごとに計画も策定されておりますが、士別市の条例として、本当に健全化に対する条例というのは必要でないかなというところをあえてまた訴えさせていただきたいなと思います。

企業については一番は資金繰り、企業が事業、営業していく上では資金繰りが一番重要だと思います。自治体については財政の健全化、財源あつての施策、これが一番重要だと思いますので、その基となるものの制定に向けて、また今後、頭の中に入れていただきたいと思います。これに対してもう一言ちょっとコメントいただきたいと思います。どうですか。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 再質問に御答弁いたします。

ちょうど令和3年度から財政健全化実行計画ということで、今、計画期間真っ最中ということでございます。ただいまの御提言いただきました条例につきましては、例えば平常時であれば、今、谷議員からもお話があつたとおり、そういった制定のことも想定はできるのかなと思いますが、現況で実行計画を推進していく上でも、毎年毎年、国の動向が読めない中で、コロナももちろんそうですけれども、物価高騰のこともありまして、全くその歳入も読みづらいという状況ありますので、現段階ではこの条例の制定はちょっと難しいだろうということで、答弁の中で7年度までは実行計画を軸にという答弁をさせていただきました。

今後、国の動向も含めて、社会の情勢も変わったときに、改めてまた検討のほうはしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 谷議員。

○11番（谷 守君）（登壇） 2点目は、駅前再整備事業についてお聞きいたします。

駅前再整備事業については、士別市まちづくり総合計画の第3章第5節、都市計画・交通の中でその計画が定められております。

施策の5番目として、JR駅舎及び駅前広場の改修ということで、（1）老朽化が進む士別駅を改修します。改修に当たっては、駅前広場と併せて公共交通結節点として利用者の利便性確保を基本に、駅舎待合所にてバス待合の共有など必要な機能の整備、JRの利用促進、駅前における公有地の有効活用を図りますと、その取組が計画されているところです。施策アセスメント評価ではこの交通の分野が唯一C評価であったことから、施策を後押しするためにも今回お伺いするものです。

この駅前再整備につきましては、今まで議会でも数多くの議論がなされてまいりました。そんな中、本年3月18日の全員協議会において、士別市まちづくり総合計画の次期実行計画・展望計画について次のような報告、説明がありました。

前実行計画に記載した駅前再整備事業のJR士別駅舎の改修は白紙とし、駅前広場の改修については在り方を含めて中長期的に検討する。ただし、前計画期間中、公共交通結節点であるJR士別駅については、次世代モビリティの取組など機能の強化を図ったというものです。

これで駅舎改修については一定の結論が出たところでありますが、まずはそこに至った経緯などの御説明をお願いしたいと思います。あわせて、駅舎改修の白紙に伴い、駅前広場自体の整備についても一旦フラットな考えになったのかも確認したいと思います。

まちなか交流プラザの完成に伴い、将来のまち並みや動線づくりを網羅するため、計画策定により財源につながる士別市まちなか未来計画の計画策定は、財政健全化実行計画途上もあり、その計画を断念していることであります。そのような背景の中、駅前整備については中長期的に計画を再検討するとしていますが、うまく結論が出てくるのでしょうか。今期総合計画期間中にも一定の方向性を示していくべきと考えます。

そこで、私は駅前ビル跡地の売却も含め、今後検討していくべきことを提案いたします。現在は敷地の南側に市所有地と表現し、看板が設置されておりますが、今まで何か照会などあったのでしょうか。民間活力こそ今後取り入れていくべきと考えます。

また、駅前広場の一角には北海道の土地も存在しております。全体の整備を考えた場合、北海道の意向も確認しなければならないと思いますが、現在までの話合い経過なども確認したいと思います。

市民の力で未来へ歩むまちづくり実現に向け、以上までの点についてお聞きし、2つ目の質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、JR士別駅の改修を白紙とした経緯についてです。

駅舎の改修については、これまでJRや士別商工会議所をはじめ、関係機関と改修に向けた協議を重ねてきました。また、改修に当たっては、市がJRから駅舎の一部を区分所有として譲り受け、その後の施工及び維持管理を継続することで検討してまいりましたが、令和3年4月からの士別市財政健全化実行計画に基づき、大型公共事業など投資的経費を抑制するため、一旦着手を見送ることとしました。

こうした中、3年12月には、士別市次世代モビリティビジョンに基づき、市内の交通事業者と連携した取組として、バス路線の一部見直しと併せて駅前のバス停を士別駅舎内に移設し、公共交通結節点である士別駅の機能強化や利便性の向上を図ったところです。これらの取組により、総合計画の前実行計画における駅舎改修の目的の一つであった駅舎待合所とバス待合の共有については達成することができたため、総合計画のローリングと併せてJRなどと協議を行い、改修は白紙としたところです。

次に、駅前広場の在り方の再検討などについてです。

駅前広場の整備については、駅舎と併せて市内で民間活力による整備の方策など必要な機能の検討を進めてきました。しかしながら、交通政策や都市機能における駅前空間の在り方などを総合的に判断した結果、投資に見合った効果的な利活用が見込めない状況であったことから、一度立ち止まり、総合計画の現実行計画においてさらに踏み込んだ検討が必要であると位置づ

けたところ です。

また、現在、駅前ビルの跡地には士別市所有地の看板を掲示しており、数年前に市外の企業から相談が一度ありましたが、立地や面積などの条件が合わず、具体的な協議には至りませんでした。

なお、隣接の北海道が所有する土地については、昨年12月までバス待合所が設置されていたほか、緑地帯の一部に照明や流雪溝の配電設備などがあることから、これまで市有地と一体的な活用について検討したことはありませんが、今後、必要に応じて北海道へ埋設物の位置確認などを行ってまいります。

御提言の民間力を活用した公有地の有効利用については、プロポーザルや二段階一般競争入札による売却など、民間事業者の柔軟な政策提案を生かして再整備を進めることが可能となるため、有益な手法の一つであると認識しています。

また、駅前ビルの跡地については、道路条件や一定の面積を有するなど、民間における事業展開や将来における発展性は一定あるものと考えています。今後、市としては、人口減少や公共交通を取り巻く社会情勢の変革に対応しながら、道の駅や駅周辺の都市施設が持つ機能やまちなかの回遊性などを大局的に見の中で、民間への売却による利活用も含めて検討をさらに進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（井上久嗣君） 谷議員。

○11番（谷 守君）（登壇） 3点目は、帯状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成について質問したいと思います。

多くの予防接種は、まだ病原体に感染したことがないため、感染のリスクがあり、病気にかかるると重症化しやすい小さな子供のうちに受けることが多いようですが、今回は大人になってから検討すべき予防接種について触れたいと思います。

大人になってから、成人ワクチン接種の種類としては現在十数種類あるようですが、まずその中で、ここでは法律で定められた機関で接種した場合、公費負担のある肺炎球菌とインフルエンザのワクチン接種について確認したいと思います。

2021年2月に接種が始まった新型コロナウイルスのワクチン接種は、今まで接種状況など議会でもその都度報告をいただいております。そこで、この肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチンの接種状況についてまずは確認したく、お知らせいただきたいと思います。接種概要や対象者、人数、費用面などの状況を参考までお示しいただきたいと思います。

次に、帯状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成についてです。

帯状疱疹は水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の疾患で、体の左右どちらかの一部に痛みと赤い発疹、水膨れが生じるものです。免疫力が弱まる50代から発症率が高まり、80歳までに約3人に1人がかかるとされています。つらい神経痛だけではなく、顔面麻痺や難聴、目まいなども引き起こす厄介な疾患で、痛みは3、4週間続き、約2割の人に3か月以上痛みが続

く後遺症が残ると言われています。不活化ワクチンの予防接種によって発症を予防できるとされており、予防効果は97.2%とされており。

このように、高齢者で発症しやすく、痛みなどの健康問題となりやすいことから、現在、厚生労働省の審議会では定期接種化が検討されておりますが、現状、予防ワクチンは任意接種で全額自己負担のため、ためらう対象者も多く、普及が課題となっております。そういったことから、高齢化率40%を超える本市にとっても、日常生活のクオリティを下げずに過ごすことが見込まれる接種費用の助成事業をタイムリーに始められることを提案するものであります。

以上、本市の带状疱疹の予防接種の対応状況、費用などの現況も報告いただき、費用助成の可能性についても答弁をいただき、最後の質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチンの接種状況についてです。

肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月から定期接種となっており、その際の対象者は60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器や免疫機能に障害を有する方と、65歳以上の方を対象としていました。31年度には対象者の見直しが行われ、65歳以上で5歳刻みの年齢の方が定期接種の対象となっております。

定期接種に対しての補助は令和5年度末までとされており、1人について1回のみとなっております。

5歳刻みの対象者数は年間約1,600人で、接種実績は、平成31年度94人、令和2年度101人、3年度66人で、今年度は10月末までに50人が接種している状況です。

接種費用については7,700円で、この2分の1の3,850円を公費負担としています。

次に、インフルエンザワクチンについてです。

対象者は65歳以上の方と60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器や免疫機能に障害を有する方です。

ここ3年間の対象者数は年間約7,400人で、接種実績は、平成31年度3,375人、令和2年度4,250人、3年度3,716人です。

接種費用は医療機関により異なりますが、おおむね3,500円であり、本市では市立病院単価3,520円の2分の1の1,760円を公費負担としています。

次に、带状疱疹ワクチンについてです。

带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスが加齢や免疫抑制その他の原因によりウイルスが再活性化して起こる病気です。

現在、日本では2種類のワクチンが薬事承認されており、1つは水痘ワクチン、もう一つは乾燥組換え带状疱疹ワクチンで、いずれのワクチンも50歳以上の方が対象です。

水痘ワクチンは、接種回数が1人1回となっており、接種費用は医療機関によって異なりますが、おおむね7,700円となっております。このワクチンは、带状疱疹の予防に効果はあります

が、免疫機能に異常を有する方には接種できません。また、アメリカでの臨床試験によると、発症予防効果は50歳から60歳代で約70%とされ、その効果は5年程度とされています。

一方で、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンは、平成30年に薬事承認されたばかりで、接種回数は2回となっており、費用は1回当たり2万円から3万円となっています。このワクチンは、国際共同臨床試験によると、予防効果は、50歳以上で約97%、70歳以上で約90%とされ、効果は9年以上と報告されています。既に市内の幾つかの医療機関でも接種が可能となっており、実際に接種された方もいると伺っているところです。

御提案のありました本市で接種費用の助成を行う場合、市内の50歳以上の方約1万1,000人に対し、肺炎球菌やインフルエンザ予防接種の実績を参考にし、単価の2分の1、接種率を50%として算出すると、市の助成額は、水痘ワクチンで約2,080万円、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンで約1億2,400万円となります。

現在、国において平成29年度から各年齢ごとの罹患率や有効性、効果の持続期間も考慮したワクチンの使用や対象者の設定など、定期接種化に向けて調査・研究が進められています。本市としては、自治体負担により接種を促進するのではなく、国の責任において希望する市民がひとしく接種できるようにすべきと考えていることから、定期接種化における国の動向を注視してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○議長（井上久嗣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時02分散会）